

午前10時05分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎） おはようございます。

開会前の貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。

過日、消防団員の懲戒処分の件がございまして、これにつきましては、議員の皆様も新聞報道等により既に御承知と存じます。

この本定例会に先立ちまして担当課長より、若干の整理補足をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 改めましておはようございます。

それでは、本件の概要につきまして、まず配付いたしました資料に基づき説明をさせていただきます。

座って、すみません、失礼いたします。

それでは、懲戒処分に関する事案の概要でございます。

下田市の消防団員の2名でございます。令和4年度から6年度にかけて、第6分団になるんですけれども、その中の部の活動費から合計154万円、団員A、団員Bという形でちょっと報告させていただきますけれども、まずAの方が令和4年度から6年度で108万円、Bの方が令和4年度の46万円を私的に流用したことが発覚をしたということでございます。

市としてといいますか、団の事務局として事態を把握いたしましたのは本年の7月末頃だったんですけれども、当該分団長からの報告によるものでございました。部の内部におきまして、管理する活動費の残額が不足しているのではないかとということで声が上がったようで、内部で確認を行ったところ不審な点が見受けられたということでございました。

こちらとしてその報告を受けまして、当該分団長からの事情を聞き取ったりですとか、あるいは部、それから当該団員の2名への聞き取り調査を行いました。その結果、この団員2名による私的流用の事実が確認されたものでございました。内容は既報のとおり生活費に充てたというものでございました。

この聞き取り調査、あるいは分団との打合せ、聞き取り、あるいは団本部の会議ですとか、複数回、何回も何回も実施した経過がございます。

これを受けまして、下田市消防団員分限処分及び懲戒処分審査委員会を開催いたしまして、下田市消防団条例第7条の規定により、任命権者であります消防団長より懲戒処分を行ったところでございます。3の処分内容、懲戒免職ということでございます。

私的流用された金額は全額、既に返還をされているところでございます。

補足としまして、これを受けまして、10月23日だったんですけれども分団長会議が行われまして、その中で実際に団長のほうから、再発防止の徹底のために資金管理をしっかり行うよう指導といいますか、促しをしたというところでございまして、通知も文書にて行ったところでございます。

被処分者としたしましては第6分団の30代の団員ということで、処分内容は懲戒免職、処分年月日が令和7年10月14日でございます。

防災安全課からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 当局の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、報告と質疑を終了いたします。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和7年12月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会期の決定

○議長（中村 敦） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11日までの9日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりであり

ますので、御承知願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 柏谷祐也議員、  
2番 大西將由議員の両名を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和7年12月定例会）

最初に、要望関係について申し上げます。

11月14日、国道414号整備促進期成同盟会の要望活動として、静岡県庁へ市長と私が訪問し、県知事に要望書を提出してまいりました。

次に、議長会関係について申し上げます。

11月5日、全国温泉所在都市議会議長協議会第107回役員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

この役員会では、会務報告、実行運動、令和8年度負担金等を審議し、了承されました。役員会終了後、実行運動として、温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望を国土交通省及び観光庁に提出いたしました。

11月7日、全国市議会議長会第184回産業経済委員会が東京都で開催され、私が出席いたしました。

農林水産省参事官並びに経済産業省課長による講演の後、事務報告、6件の要望書について、原案のとおり決定されました。

式典関係について申し上げます。

10月3日、南伊豆町町制施行70周年記念式典が開催され、市長とともに私が出席いたしました。

次に、議員研修について申し上げます。

10月10日、賀茂郡議会議員研修会が東伊豆町で開催され、議員11人が出席いたしました。

この研修では、跡見学園女子大学教授、鍵屋一氏をお迎えし、「伊豆半島の防災について～近年の災害に学ぶ～」と題する講演がありました。参加された議員の皆様、お疲れさまで

した。

また、11月12日、株式会社廣瀬行政研究所、廣瀬和彦氏を講師として迎え、議会基本条例についてをテーマに下田市議会として研修会を実施いたしました。

次に、姉妹都市友好都市交流について申し上げます。

9月28日、友好都市の那須町で第20回那須九尾まつりが開催され、市長とともに私が出席をいたしました。

また、前日に開催された交流会にも出席をし、様々な情報交換を行ってまいりました。

また、11月8日から10日にかけて、姉妹都市提携50周年記念萩市親善訪問下田市民号に市民の皆さんとともに議員6人が萩市を訪問いたしました。

表敬訪問、歓迎交流会では、萩市長、萩市議会議長ほか議員の方々と友好を深めてまいりました。時代まつりへの参加と見学や、松陰神社をはじめとする数多くの史跡を訪れたことで、歴史上の人物の偉大さと萩市民の誇りと郷土愛を肌で感じることができました。

次に、行政視察について申し上げます。

11月6日、北海道岩内町議会建設産業委員会の議員5人が道の駅を活用した観光産業の推進について視察され、11月21日には、兵庫県稲美町議会議員3人が公共施設総合管理計画と公有財産活用方針について視察されました。

10月20日から22日にかけて、産業厚生委員会が宮崎県宮崎市において、青島ビーチセンター渚の交番、AOSHIMA BEACH PARK、AOSHIMA BEACH VILLAGE、AOSHIMA PICNIC CLUBの状況、宮崎市内を運行しているコミュニティ交通について、同県日向市では、下水道消化ガス発電、リラックス・サーフタウン日向、みなとオアシス細島について視察いたしました。

また、10月21日から22日にかけて、総務文教委員会が千葉県君津市において旧秋元小学校の利活用について、東京都国分寺市では庁舎跡地利活用と公共施設の複合化についてをテーマに視察いたしました。参加された議員の皆様、お疲れさまでした。

なお、令和7年度各常任委員会行政視察報告書を配付してありますので、後ほど御確認ください。

次に、市長から提出のありました車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について4件、及び物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について2件の専決処分の報告書を配付してありますので、御覧ください。

次に、報告書等の送付について申し上げます。

市長よりしもだの国保、令和7年度版（令和6年度実績）の送付がありました。議席配付してありますので御覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書等は2件でございます。

一般社団法人日本教材備品協会、大久保昇会長から、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い。一般社団法人中国における臓器移植を考える会、丸山代表から、臓器移植に関わる不正取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情がございました。既にデジタル化して提供済みでございますので、報告のみといたします。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐藤政年） 朗読いたします。

下総総第195号。令和7年12月3日。

下田市議会議長、中村 敦様、静岡県下田市長、松木正一郎。

令和7年12月下田市議会定例会議案の送付について。

令和7年12月3日招集の令和7年12月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第64号 教育委員会委員の任命について、議第65号 下田市過疎地域持続的発展計画について、議第66号 下田市民文化会館の指定管理者の指定期間の変更について、議第67号 下田市民スポーツセンターの指定管理者の指定期間の変更について、議第68号 敷根公園の指定管理者の指定期間の変更について、議第69号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第70号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第71号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第74号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第76号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第77号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第78号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）。

続きまして、下総総第196号。令和7年12月3日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和7年12月下田市議会定例会説明員について。

令和7年12月3日招集の令和7年12月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 高野茂章、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 澤地彩、企画課長 平井孝一、総務課長 鈴木 論、教育委員会学校教育課長 平川博巳、教育委員会生涯学習課長 増山順一郎、財務課長 糸賀 浩、税務課長 土屋武久、監査委員事務局 土屋 敦、観光交流課長 田中秀志、産業振興課長 大原清志、市民保健課長 芹澤直人、福祉事務所長 加藤晶子、防災安全課長 藤井数仁、建設課長 佐々木豊仁、環境対策課長 白井通彰、上下水道課長 土屋 剛。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（中村 敦） 次は、日程により、一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は6人であり、質問件数は15件であります。通告に従い、順次質問を許します。

ちょっとお待ちください。

質問順位1番、1、木質バイオマスの活用について、2、公共トイレ・防災トイレの整備について。

以上2件について、8番 楠山俊介議員。

### 〔8番 楠山俊介議員登壇〕

○8番（楠山俊介） おはようございます。少しフライングをして申し訳ございませんでした。

8番、清新会楠山俊介です。議長の通告に従いまして、一般質問をいたします。木質バイオマスの活用と公共トイレ・防災トイレの整備の2点をテーマにして質問をいたします。

最初に、1、木質バイオマスの活用について質問をいたします。

6月の一般質問にて、森林整備全般について質問をいたしました。総論的には理解いただいたと感じますが、具体的な方針や事業化が見えませぬので、木質バイオマスの活用に焦点を当てて、再度質問、要望、提案いたします。

小山町では町全体でバイオマス活用を推進するために、小山町バイオマス活用推進協議会を設置し、事業を推進していく体制を構築しているとのこと。未利用木材をチップやペレットに加工し、それらをガス化して発電するとともに、発電の排熱もチップ乾燥に利用し、資源を無駄なく活用する地域循環型の取組を強化しているとのこと。

主な取組、施策として、企業版ふるさと納税活用プロジェクトによる森の金太郎発電所においては、間伐材等の未利用材を燃料として発電を行い、売電・売熱や災害時の電力・温水供給に関する協定を町と締結し、地域の災害からの回復力強化にも貢献しているとのこと。また、本年9月に国内最大規模、民間の木質チップ・ペレット製造工場が稼働を開始し、これまで生かし切れてなかった低質木材や雑木などを有効活用する仕組みを構築し、自社での発電、売電のみならず、森の金太郎発電所へのペレット供給や各所のペレットボイラーの燃料、園芸用品やチップによる木質ボード製品などの製造販売の地元企業を活性化し、地産地消の環境が整い、雇用も創出しているとのこと。また、町民に対しても木質燃料ストーブ購入補助金により、まきや木質ペレットの利用、カーボンニュートラルを促しているとのこと。森の資源を地域に無駄なく還元しながら、適正な森林整備の促進につなげているとのこと。

このように国内最大規模の木質バイオマス燃料加工施設が完成し、民間の原木流通センターもあり、樹種を問わず広く木材を受け入れる能力が高まった小山町に対し、9月に南伊豆町は森林活性化のための木材利用の促進などに関する連携協定を締結しました。協定は南伊豆町で生産された森林資源を小山町の民間林業関係施設に供給することで、林業の活性化や森林整備を図るといふものです。

西伊豆町においては木質バイオマス発電事業に関し、賛否両論の中、議会にて反対多数にて計画が頓挫しましたが、町の観光・産業関連5団体が木質バイオマス発電事業の必要性を訴え、町議会に意見交換の場を求める要請書が提出されたとのこと、住民においては森林整備の重要性は共有しているようですので、そのための議論が今後深まるものと期待するものであります。

これらを踏まえて、質問をいたします。

①木質バイオマスの活用は森林整備促進、林業経営強化、雇用促進に有効と考えますが、当局はどのように受け止め、どのような方針を持っているかをお聞きいたします。

②その施策の一つとして、南伊豆町のように小山町の民間施設の活用やそれを推進する協定締結を考えますか。

③下田市単独あるいは西伊豆町の事業が再開した場合の共同参画、賀茂地域や伊豆市を含めた広域共同事業としての木質バイオマス発電所や木質チップ・ペレット製造工場の設置、運営などをどのように考えますか。これらの事業実現のために、下田市が中心になり先導的に進めていく可能性をどのように考えますか。私としては、賀茂地域、伊豆市を核として伊豆半島全域で木質バイオマス事業を行うことが有効と考えますが、いかがでしょうか。

④木質バイオマスの活用やその発電が地域のエネルギーの地産地消となり、地域内の経済循環度を高めるとの見解があります。一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長の藤山浩氏の田園回帰・人口と所得を取り戻す1%戦略の理論でも、エネルギーの域内生産が地域の所得を取り戻す手だてとなり、過疎化を乗り越える具体的なシナリオであるとの主張があります。この理論、この手法をどう考えますか。

⑤現在策定中の下田市過疎地域持続的発展計画（案）に「里山の保全・活用を図るため、近隣市町村等と連携して地域住民や森づくり団体等による森林整備、広葉樹を活用した木質バイオマスエネルギーの導入や豊富な竹資源を活用した特産品開発の研究に取り組む」との表記がありますが、森林整備や木質バイオマスエネルギー導入に対し、具体的にどのように織り込んでいるかを説明ください。事業の財源として、森林譲与税や森の力再生事業、過疎債を活用できるかを説明ください。それ以外に有利な補助金制度、交付金制度があるかを説明ください。

続きまして、2、公共トイレ・防災トイレの整備について質問いたします。

姉妹都市50周年を迎え、ますます交流を深めていくべき萩市には参考にすべき施策や施設が多々ありますが、その一つが平成22年に策定された公共施設のトイレに係る整備方針です。

方針設定により、誰もが利用しやすい施設づくりの推進や観光客へのおもてなしの充実を図るため、洋式トイレの普及や多目的トイレ、オストメイト対応トイレの新設を進め、便器数の男女比率の見直しによる女性用トイレの混雑解消や温水洗浄便座の設置の見直しを進めているとのことです。本年の第7次改定では、洋式便器について暖房便座を基本とすることとし、男性用サニタリーボックスの設置について追記したとのことです。和式便器については市民の意見を聴取し、全国的に必要とする意見が一定程度あることから、従前どおり「多くの市民が利用する施設については和式便器の設置について検討するもの」との設置基準にしているとのことです。公共トイレに対し、多種多様に配慮されております。

これらを踏まえて、質問いたします。

①下田市における学校や各種公共施設のトイレ、公衆トイレ、公園トイレを含めた公共ト

イレの整備状況をお知らせください。市には、公共施設のトイレに係る整備方針があるか、お答えください。あれば、その内容を教えてください。ない場合、姉妹都市の萩市に学び、整備方針を設定し進めていくことの必要性をどのように考えていますか。なお、学校のトイレの整備、トイレの快適化に関しましては、令和6年3月議会の私の一般質問において要望、提案していますので、それを踏まえていただきたいと思います。

②公共トイレは、住民が安心して外出できるように適正に配置する必要があります。特に、高齢者や障害者、疾患を抱える人は、安心できるトイレがなければ外出や社会参加を控えてしまいます。観光客においては初めての来訪、不慣れな場所として、公共トイレを探すことも困難な状況もあります。

公共トイレとは、トイレの管理者に関係なく不特定多数の方が利用できるトイレとして、公衆トイレ、公園トイレだけではなく、駅や公共施設のトイレや大型商業施設等の不特定多数が利用できる民間トイレも含めて公共トイレとしています。民間のトイレは多目的トイレの設置も含め、清掃管理がしっかりなされており、都市部はこの民間トイレが多くありますが、地方、過疎地域、下田市においては民間トイレは少ない状況です。行政が管理している公衆トイレは、えてして人目につきにくい場所にあったり、老朽化している場合が少なくないこともあり、よいイメージを持っていない人もいます。そのためか、女性の公衆トイレの利用率は低く、整備を進めてもこの課題を改善することは容易でないとされております。東京の中心地であり、整備が進んでいると思われる東京都千代田区の公衆トイレ、公園トイレ34か所について、ある1日の一定時間の利用者を調査したところ、女性利用者は全体の3%であったとの報告があります。

行政として公共トイレの量と質を高めていくことは必要ですが、設置費や改修費、維持管理費が大きな課題です。このような公共トイレの状況を踏まえ、誰でもが気軽に安心して使えるトイレが足りていない課題解決の一つとして、コンビニトイレの公共化が各自治体で検討、実施されています。この施策の導入をどのように考えますか。

③海水浴場のトイレ整備と管理について質問いたします。地元利用者に対しても当然ですが、観光客の皆様に対するトイレの整備状況、トイレのありようは観光地に対する印象として重要なものであり、その観光地、その町の品格を表すものと言っても過言ではありません。下田市にとって、海のありよう、海水浴場は観光の要であり、1年を通じてその魅力を提供する観光資源であります。そこにあるトイレをどのように整備するかは重要な課題です。さきに述べた公共施設のトイレに係る整備方針に合わせ、夏期のみではなく通年の使用、管理

を前提に整備することが必要と考えます。海水浴場を中心としたトイレ整備の現状と今後の課題、方針を説明ください。

④防災に関するトイレについて質問をいたします。以前、担当課へ提案しましたトイレカーが今年度中に配備される予定であり、同じく要望、提案しました市民への携帯トイレの配布も、既に回覧と同時に1世帯1袋ではありますが配布が行われ、7日の防災訓練での配布を予定している地区や各地区の防災倉庫の備品に充てたりと、有効に活用されています。大変うれしく、ありがたく思います。

しかし、これらを機に、防災力をどのように強化していくかが課題であります。トイレカーは小型車1台ですので、当然効果はありますが、十分満たすものではありません。実際の災害時まで車庫に収めておくのではなく、必要とされる各種イベントや海水浴場において披露し利用することで、トイレカーの存在意義や利用の仕方、防災への意識向上を周知すべきと考えます。そのために、関係各課が横断的に関わることでなし得るものですので、関係各課の連携をしっかりとつくるべきと考えます。

携帯トイレの配布によって実際に手にした方々が多いと思います。その使い方を知ること、その必要性を認識し、防災備品としての購入に誘導することが必要と考えます。自助としての携帯トイレの備蓄目標は、1世帯4名家族として、1人の平均的排せつ回数は5回あるいは7回と言われておりますので、それで計算をし備蓄日数を3日分とすると、60から80袋になります。大災害においては3日分の備蓄から1週間分の備蓄が推奨されておりますので、150から200袋の計算になります。災害時の避難所においては順次、仮設トイレやマンホールトイレが準備されますが、用意されない前には避難所に常設されているトイレを使うことになりがちです。水が流れない状態で使用不能のときに一人でも排せつをすると、トイレは制御不能になり、トイレは排せつ物まみれになってしまうことがこれまでの大災害での避難所で多々見られた現象です。これを防ぐには、仮設トイレ等の用意ができるまでは携帯トイレを各自使用することが必要です。

この携帯トイレを自助としての個人、家庭の備品として、共助としての各地区、各防災会、各防災倉庫の備品として用意することが必要です。これはトイレの用意ができていく高台の避難場所でも必要ですし、水が流れなくなった自宅のトイレ使用のときにも必要です。自助として、共助として、その機能は重要ですが、携帯トイレを備品にするには多額な費用がかかることとなりますので、購入費補助を検討すべきと考えます。これらについての考えを説明ください。

以上、大別して木質バイオマスの活用、公共トイレ・防災トイレの整備について、一般質問を行わせていただきました。市長並びに担当課当局の回答をお願いをいたします。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 今の楠山議員の御質問、2点ございます。木質バイオマスの活用についてとそれからトイレの関連で、私からはまず木質バイオマスの活用について、市としての方針を御答弁申し上げまして、その後に担当課長から御答弁申し上げます。

一般論として、木質バイオマスにつきましては森林整備の促進、林業経営強化、雇用の促進などに有効であるというふうにされています。

一方で、実際に事業を実施するに当たっては様々な課題がございます。今後の下田市の森林整備全般をどのようにしていくか。議員御指摘のように森林環境譲与税等の財源、こうしたものを考慮し、木質バイオマス事業も含め様々な事業の持続可能性、実現可能性等々を踏まえ、総合的な森林政策の検討を今後進めてまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 私からは、木質バイオマスの活用について答弁させていただきます。

まず、小山町の民間施設の活用についてでございます。

こちらを活用するに当たりましては、森林整備、木材搬送を行う林業事業者との調整や施設側の受入れ体制など課題も多く、南伊豆町でも実際に搬出には至っていないと聞いてございます。木材の購入価格や搬送コスト等の採算性も含め、総合的に判断する必要があると考えますので、南伊豆町の現状を確認、参考にして、実現可能性、実効性について林業関係団体とともに検討してまいりたいと思います。

続きまして、市単独及びその他の市町も含めた広域共同事業としての木質バイオマス発電事業についてでございます。

木質バイオマスの広域共同事業につきましては、施設の建設・運営にかかる費用、施設稼働後の安定した材料の供給体制の構築、電力供給の恩恵を受けられるのが施設を設置した自治体に限定されるなどの課題があると考えてございます。木質バイオマス事業の事業化に当たっては、森林資源の安定的な供給体制、運搬コスト、採算性の確保、さらに事業予定地を含め発電や熱利用先の確保など多くの課題がございます。このことから、木質バイオマスの

将来的な可能性を否定するものではございませんが、全国的にも自治体による広域事業というのは参考となる事例がなく、今後、情報収集に努めたいという状況でございます。

続きまして、田園回帰1%戦略理論の観点から、木質バイオマス事業をどう思うかということでございますが、一般論といたしましては理解できるものでございますけれども、地域性、経済性等も含め、個別、総合的に判断していく必要があると考えます。

続いて、事業を実施するとなった場合の事業財源についてでございます。

森林環境譲与税につきましては、森林整備、木材利用促進の観点から活用することは可能と考えてございますが、現在は森林整備計画等に基づく人工林の整備事業等に優先的に充てている状況でございます。森の力再生事業は、土砂災害の防止や水源の涵養等を目的として、公益性、困難性、緊急性が高い森林を対象に県が実施する森林の再生整備事業のため、発生した木材を利用できる可能性はあるものの、事業の財源としては利用できません。過疎対策事業債につきましては、本市の過疎地域持続的発展計画、今回改定案のほうを出させていただきましても、こちらにおいて記載があるため活用は可能でございます。そのほかの補助制度といたしましては、静岡県独自のふじのくにエネルギー地産地消推進事業費交付金がございますが、本年度をもって制度が終了する予定と聞いてございます。

産業振興課からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私のほうからは、公共トイレについて全般的な答弁をさせていただきます。

まず、公共トイレの整備状況について、一般利用できるトイレは時間制限がある施設内のトイレも含めまして42か所ございます。このうち、ユニバーサルトイレは22か所となっております。これまで、コロナ禍におけるトイレの洋式化やサンタリーボックスの設置も進め、また新たに整備、改修する公共トイレについては、基本、ユニバーサルに配慮し、新庁舎建設事業においても障害者等も利用できるトイレの設置、また男子トイレにもベビーチェアも備えるなどしております。

また、公共トイレの整備方針につきましては、平成28年度に策定、令和4年度に改定した下田市公共施設等総合管理計画のアクションプランとして位置づけております個別計画施設計画第Ⅰ期、こちらは元年から令和10年までの期間となっております。こちらにおいて、公園や観光施設等の公衆用トイレの現状と課題、今後の方針等を定めており、旧態トイレや老朽化したトイレを計画的に実施することが必要と記載されております。

公共トイレは、観光客に限らず高齢者や障害者などの人たちが安心して外出できるよう配置されることが望ましいと考えておりますが、人口減少が進み、公共施設の維持管理コストの縮減も求められているところでございます。そうした中、コンビニトイレの公共化については、今後、トイレの改修等の課題を抱える本市にとって新たな施策とできるか、先進地の事例を参考にメリット・デメリットなどを分析、研究していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、公共トイレの整備状況ということで、小・中学校のトイレの整備状況を答弁させていただきます。

小・中学校におけるトイレの整備状況でございますが、今年度事業分を含めまして洋式化率は238基中169基で71%となります。残りの和式トイレは69基ございますが、今後の洋式化につきましては、使用頻度を鑑み、学校側と協議しながら改修工事を進めることを予定しております。

私からは以上となります。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私からは、公共トイレ・防災トイレの整備についての御質問のうち、海水浴場を中心としたトイレ整備の現状と今後の課題、方針につきましてお答えさせていただきます。

観光交流課におきましては、海水浴場周辺や観光施設のトイレとしまして16か所を管理しております。各トイレにおきまして、衛生器具の個数としましては、夏期繁忙期等は一部で混雑する場合ございますが、おおむね利用頻度に即した整備がされているものと考えております。また、洋式化につきましても全てのトイレにおいて整備が済んでおりまして、規模的に設置可能な箇所につきましては多目的トイレも設置されている状況です。

清掃等の通常管理につきましては主に地元区や団体が行っておりまして、日々の点検業務において不具合等あった場合は、速やかに修繕等を実施しております。また、各施設とも老朽化が進んでいるため、定期的な点検を行い長寿命化を図っているところです。なお、新たな施設整備に関しましては、要望のある地元区と、必要性や規模、財源等について慎重に協議を重ね、計画的に進めていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私のほうからは、防災に関係するトイレについて答弁させていただきます。

今年度導入いたしますトイレカーにつきまして、市内いろいろイベントございますので、そちらで展示等によって周知を図り、また今後もさらなる導入も検討してまいりたいというふうに思います。その他、トイレカーですとか携帯トイレのほかにも、トイレ環境としましては簡易トイレですとかマンホール型トイレといったものもございますので、それらの整備目標数を充足できるように努めながら、避難所となる学校等への整備、あるいは配備を進めていきたいと思っております。

また、自助のお話がありましたけれども、各御家庭での備蓄の推進を促す、フォローをするといった意味で、そういった携帯用トイレの購入費等、様々な今補助制度ございますけれども、いろいろ選択可能なような形で補助制度の検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） では、再質問として項目別に質問をさせていただきますので、お願いをいたします。

まず木質バイオマスであります。基本的に以前も木質バイオマスの活用というのがテーマになって少し進んだということを知っておりますが、一つその話が頓挫する状況では、発電まで持っていくと、やっぱり多く木々がありそうで見えても、そういう事業に関しては枯渇していくというような状況も考えられる、あるいは収支としてなかなか合わないというようなこともあろうかと思っておりますが、まずは森林整備の中で林業をいかに産業化するかということをつくらない限り、山の手だては常にこういう国や県等の補助金を利用しなければならないということになればますます荒れていくわけですので、ぜひとももう一度、伊豆半島全体で、特に天城山を中心としてということで人工林の活用もあり、また雑木の広葉樹、あるいは竹林も、昔はバイオマスとしてのいろいろチップ等問題があったようですけれども、今、技術開発でできるような状況にもなっていると聞きますので、それらも含めて何とか伊豆市あたりをセンターとしてそこに参加していくというような構図をつくっていただきたいなというふうに思います。

そういう意味では、新聞紙上でも美しい伊豆創造センターの在り方というのがテーマになっていろいろ論議があるようですが、伊豆半島全体でそういう森林整備をするそのシステム

としてバイオマスの活用、そして発電までいかないのであれば、チップあるいはペレット工場を造って、そして富士のほうなり、御殿場のほうなり、そちらの大きな発電のほうにそれを原料として売っていくというようなことも考えられると思いますので、少なくとも林業をいかに産業化していくかということ、今、国や県の補助金がある段階で、行政のほうでまずは先導的に進めていかなければいけないんじゃないかなと思います。その辺のところの見解をお願いいたします。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 議員のおっしゃられるとおり、森林の整備につきましては森林環境譲与税が導入されまして、ふだんお金がなかなかかけられなかったところにかけてる状況になったという部分でございますので、森林の最終的な使い道等も含めましてどのようにしていくかという部分を考えていくのは大切なことだと思っております。なおかつ森林の確保ですとか影響というものは他地域にわたるものでございますので、広域で考えていくという部分については非常に重要なことかと思っておりますので、貴重な提言として今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） そういう広域化の中で、仮に伊豆市のほうにそういうチップやペレットの加工工場等ができた場合でも、どうも関係者に聞きますと、人工林の丸太を運ぶ分にはロスはないようですが、例えば雑木、広葉樹等を運ぶ場合にはどちらかという空気運んでいるほうが多いよというような考えのようですので、そういう意味からすると、各地区に少なくともチップ化するような工場を持って、そしてチップ化したものを次のセンターに持って行って、それでまたペレット化していく手だてをすとかということがいいというふうに聞いております。

そういう意味からしますと、今、縦貫道にも伴って、稲梓地区の活性の中でどのようなやり方があるかというようなことの中に、稲梓地区に縦貫道の発生土等も利用しながら、そこにチップ加工場を置くことで、下田市のみならず南伊豆、あるいは松崎のほうからのそういうものを受け取ってチップ化をし、そしてそれを次の段階で伊豆市なり、あるいは富士、御殿場のほうにペレット等の原料としてというような形で運んでいくような、そういう広域的な動きをつくるのが必要かなというふうに思っておりますので、ぜひとも一つのことができないではなく、いろんなことを加味すればマイナスも消えていくというふうに思っておりますので、ぜひ

ともそういう考えをしていただきたいというふうに思います。

それと、森林の整備の中でいろいろ森林が荒れることのデメリットはありますが、一つ今、有害鳥獣の中で日本中は何か熊の人的被害が大きいんで、熊に何か特化されていますけど、この地域で熊はうわさだけで済んでいていいことですが、イノシシ、鹿、猿の有害鳥獣が本当に大変な状況です。それらをいろんな形で複合的に防止しなきゃならないんですが、その一つの防止として、山際の森林と人里をそこに整備することで、木々あるいは下草をきれいにとって、ある程度広い面積でそういう整備された場所をつくることで緩衝体となって、そして有害鳥獣の被害を防ぐという方策も言われています。

その場合、そういう木々の伐採をしたり、下草を伐採したりというものをただただそこに放置するのではなく、何らかの手だてにしてそれが少しでも産業化していくことで有害鳥獣の防止にも発展すると思いますので、ぜひともそれらも含めてチップ工場を造っていく中で、林業が産業化し、もろもろの森林の整備に結びつくか、じゃないかというふうに思っておりますので、大変は分かりますが、大変で終わらずに一步踏み出していただき、そして下田市が先頭になっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 議員のおっしゃられるとおり、集落と山林の境であります緩衝帯、こちらを整備することにつきましては、荒廃森林の整備だけではなくて鳥獣被害対策に大きな効果があると考えてございます。

県の森の力再生事業ではこのような取組がされているほか、各市町で独自の補助制度により、こういった緩衝帯の整備をしている市町もあると聞いてございますので、こちらを参考にしながら、森林環境譲与税の活用も含めまして緩衝体に係る補助金等の事業実施の検討をしていきたいと思っております。あと、あくまでも最終的な目標としましては、適切な森林整備が目標という部分でございます。

なかなか、なぜ今、これまで森林整備が進んでいなかったのか、森林の管理が進んでいなかったという一番大きな部分は、経済性があまりにも低かったという部分にあると思っております。ですから、そちらについては現在の課題としましてもまだあるものでございますので、そちらのほうも十分考慮しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 先ほど言いましたが、国・県のほうで森林を整備するための税制度をつ

くったということ自体、なかなか産業化、あるいは収益性を出せないの、何とか税を使わなければということで、国民・県民の皆さんに負担を願いながら森林の整備を進めていこうという考えですので、簡単に産業化できるわけではありませんけれど、この税があるうち、あるいはこの税を使ってぜひとも産業化し、自活した形で森林が整備されるような環境をつくるのが行政の役割かなというふうに思いますので、ぜひともそれを念頭にお願いをいたします。

続きまして、トイレの整備について質問をさせていただきます。

まずは、萩市のほうで公共トイレに関わる整備方針というのがつくられているということですが、少なくとも下田市にはそういう方針というか、そういう明文化されたものはないということでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 萩市にございます整備方針につきましては、トイレの設置する衛生器具等々について、どこには何個当たりとかという設置する場合の整備方針と私は認識しております。これについて最後にもちょっと私も拝見して書いてあるんですけど、新設改修する場合は事前に財産管理課と協議とすることで、あくまでも設置する場合、男子トイレは何個だとか、女子トイレは何個だとか、障害者用は何にしろ、こうしろ、ああしろというような規定が書かれているものと認識しております。

現在、市におきましてはこういった基準はないんですけども、トイレというものには法令がございまして、バリアフリー法、建築基準法、公衆衛生法、または国交省におきましてはトイレの公園の設備に関するガイドライン等も出ております。公共施設は一般的に、トイレにおきましては義務的な設置基準と誘導的な設置基準、公共施設においては義務的に様々なユニバーサルな施設が求められております。そういった基準を基に、市が設置する場合はそういった法令、ガイドラインに照らし合わせて、今、設置をしている状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） 今、課長が言うとおりの萩市のほうでこういう方針を立てたといっても、例えばトイレ課とかトイレ係があって、全ての公共トイレをそこで全部仕切っているという状況ではないと思います。下田市のほうもやっぱり補助金の関係だとか、機能の関係でトイレが複数の課に担当が分けられているということで、その辺のところは事情を酌めばそういうやり方も一つ理解できるところであります。

そういう中で、少なくとも整備方針としては一元化をしてトイレの整備というものをきちっと明文化していかないと、今後、財政難の中で老朽化で新築費が必要だ、あるいは改修が必要だ、あるいは新たな機能が必要というふうになったときに、その優先度あるいは継続性というものを考えると、この方針というの是一元化をして、そして実行をするのは各課の事業の中でそれぞれやるというようなルールをつくっていかないと物事は進みにくいのかなというふうに思いますので、憲法のようなものをつくれというわけではありませんので、ぜひとも萩市のこのものも参考にして整備に進めてもらいたいというふうに思います。

萩市のみならず近隣ということで調べてみましたら、隣の伊東市のほうが日本でもトイレの先進自治体と評価されるような状況で、1980年代からトイレというものの整備にきちっと向かい合って、それで今、観光トイレという名称で36か所あるということで先日伊豆新聞さんのほうでその紹介なり、その論評が載っておりましたけれど、そういう中で、そういう位置づけをしながら順次整備をしていくと。私も先日そのトイレを数か所見に行ってみましたけれど、その中で今一番注目すべきは老朽化、あるいは機能が足りないという中であった伊東の駅前のトイレが新築されて、今、現代的な機能が・・・されているというところで、なかなかきれいないいものができているなというふうに思っております。

下田市においても駅前広場の再整備というようなテーマがありますが、これがまだまだ実現に向けては遅いリズムのようですが、その中でやはり駅のトイレというのはお客さんを迎え入れる、あるいは市民もそのトイレを利用するということになれば、きちとしたトイレをするのが、まず観光の大きな目玉にもなるし、先ほど言った町の品格にもなると思いますので、その辺のところも研究してそういう計画に織り込んでいってほしいなというふうに思っています。萩市もそうですし伊東市もそうですが、こういうトイレが観光にとっておもてなしの一つであると、市民のサービスの一つであると明言しておりますので、下田市も観光を重要とする、あるいは市民生活をしっかりやるにはトイレの整備というのは大きな表現かと思っておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

あとコンビニトイレの公共化ですが、これに関しては神奈川で横浜、あるいは大和市、あるいは隣の町田市等々で今しっかりとやり始めているところですので、ぜひとも下田市にも町なかにコンビニがあるということ、それから公園や公衆トイレがない周りの地区にコンビニがあるということ、こういう意味からすれば、コンビニのトイレを公衆トイレとして使わせていただくということで、コンビニときちっと打合せをし、そして最終的にはお互いウィン・ウィンの関係でそのトイレを使わせていただけるような、そういうことをすることが公

衆トイレのつくりや公園のトイレのつくり以前に早く対応できることかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） まず私のほうからは、建設課が管理している下田駅前広場につきまして御答弁申し上げます。

下田駅前広場に公衆トイレが整備されていないことから、伊豆急下田駅にあるトイレをお借りしているところです。トイレを管理している伊豆急行には消耗品や光熱費、人件費等の管理費用としての2分の1を補助しているところです。

今後のトイレの整備につきましては、下田駅周辺の整備について検討する伊豆急下田駅周辺地区整備検討会というのがありますので、そちらでは今、駅の老朽化等も課題になっているところですが、駅舎だけでなく庁舎としての活用とか、駅周辺の活性化なども含めて下田駅周辺の整備を今検討しているところですので、下田の玄関口である駅前としての適切なトイレの在り方ということも当然含めて検討していきたいと考えております。

また、公園とかとのコンビニトイレの関係ですけれども、現状、先ほど企画課長から言った個別施設計画では、今後の方針としては建て替えを含む存続ということで維持管理をしているところですが、現状の具体的な改修計画等はありませんけれども、和式で旧態トイレが多いため、議員提案のコンビニトイレの公共化など、近隣では裾野市のほうで公園のトイレをコンビニとの協力店ということで募集しているという事例もありますので、そういったことを参考にしつつ、公園を訪れる方の利用しやすいような公園のトイレの在り方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 今、建設課長が申し上げた公園のトイレの管理を逆にコンビニ側に委託しているという、これP a r k - P F I とかって言われている公園の管理に民間の手法を導入しようと、こういうことですよ。これ楠山議員がおっしゃってるのと、どちらかという方向としては違う方向なんです。議員のおっしゃってるのは、むしろコンビニのトイレそのものの管理に我々が力を入れるということになる。

これについてはやっぱり現在の財政状況ですとか、人口減少とかいうのを考えると、私はいささか違う考え方でございます。

例えばヨーロッパですと公衆トイレって非常に少なく、もしあっても有料というふうな

ことが多いですね。これは保安上の問題、つまり犯罪につながるリスクを考慮したもので、日本国内においても東京などの大都市では同じようにコンビニにトイレをつけていない。つまり一般的には、駅ですとか公共施設に付随しているトイレを活用する、あるいはコンビニのトイレを活用するというのが我々市民感覚だろうと思いますし、観光客もその考えだと思います。そのほうが管理強度がやっぱり保証されるからですね。一定の管理ができるから。しかも、コンビニなんかであえてトイレありますというメッセージをよく看板に出しています。これはお客様にトイレを提供するけれども、ついでにお店の収益にもつながるというそういうふうな考え方であろうかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、人口規模から考えますと今相当高いレベルまで配備されているこのトイレ、これについてはむしろ必要十分な水準はどこなのかということをしっかり考えて、その上で管理強度をしっかりとして、たった1人が1回汚しただけでそこはもう汚れてしまうので、これを毎日毎日1時間置きにチェックするというのはなかなか難しい話ですので、合理的なトイレの在り方について、我々は今、公共経営改革の中でも取り組んでいかなきゃいけない重要なテーマだというふうに考えております。様々な考え方があろうかと思えます。そうしたものを皆さんと一緒に議論し、対応を重ねていく中で、コストを削減した、それでいて観光客の皆さん、市民の皆さんが安心して暮らせるようなそうした地域づくりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） コンビニトイレの解釈がちょっと市長の解釈と私の解釈違うところがあるんですが、基本、これから新しい公衆トイレをつくっていくということに関してはかなり先ほど言った財政的にも負担になり、また機能的にもいろんなものを求められ、その用地があるかとか、あるいは人口減とかそういうことの中で、逆に配置替えをしていくということも必要かと思うんですが、しかしまた、公共トイレの管理はどうしても大変なところがあります。先ほど課長からありましたけれど、伊豆急のところは伊豆急さんをお願いをしてということだと思えますが、言ってみれば老朽化はしてきてはいますが、本当にきれいに清掃されているということは思いました。

そういう意味からすると、どうしてもほかの公衆トイレがそこまで手が届かないというような状況もありますし、先ほど言ったイメージ的にやっぱり公衆トイレがマイナスのイメージを引きずっているところもあるというようなことの中で、ぜひともコンビニのトイレ、な

なかなか個人的に入ったら何か物を買わないと申し訳ないのかなとか、いや、どうぞとは言ってもただトイレだけで入っていいのかなとかいろんなことを考える中で、そういう公共トイレとしてのサービスをコンビニに担っていただくということは、データを見ても、例えば大和市さんなんかは市内に110件あっても今9件オーケーですよというような割合ですが、しかしその9件がそれを受けてくれることで、市民なり、来訪者がコンビニでトイレをします。行政の負担としては、謝礼金というようなことで僅かの謝礼金であったり、トイレトーパーを年間分の何割かを配布したり、あるいは水道代が多くかかるということになれば水道代の減免をしてあげたりとか、そんなことの中でお互いにする。コンビニもトイレを利用する方とはいつでもやっぱりそれを買物に結びつけてくれることも多かろうとか、あるいは今コンビニも社会貢献というようなことを企業テーマとしているところもありますので、その一環というのがありますので、ぜひともちょっと研究していただいて、新たな公衆トイレを新設したり改修するということは、時間的にもあるいは財政的にも大変ですので、そういう意味からすればコンビニが公共トイレとして役割を果たしていただくことは誰一人迷惑ではないと思いますので、その辺、研究していただきたいと思います。

では最後に、防災のトイレのことでありますが、先ほど言いましたが、まずはトイレカーはPRの力としてもありますので、ぜひともいろんな場面で使って市民の方にそのものを披露していただきたいというふうに思っています。

それから携帯トイレ、要するにビニールの袋ですけれど、先ほども言いましたけれど、本当に断水になって水洗トイレが使えなくなった段階でそこで排便等をしますと詰まる一方で、結果的にトイレ自体が荒れて、それで次の人はもう使えなくなってくるというようなことの中で、大変な状況、今までどこの災害時でも起きておりますので、そういうときに携帯トイレを使うということの使い方、その必要性というのは、今回そのものを配っていただきましたけれど、なかなかその意義まで、そこまでまだ徹底されていないと思いますので、今後そういう使い方、その必要性を十分PRしていただきたいというふうに思います。

災害のほうで例えば東日本大震災のときの状況を調べますと、そういう管の破損だとか、あるいは処理場の破損などで水洗トイレが使えないという状況で、それが仮復旧するまでに約1か月はかかっているということですので、その間、既存のトイレが使えなくなるという状況があるわけ。次に避難所を中心に仮設トイレがということで、早くても3日以内に避難所に仮設トイレが届いたということは3分の1程度だと。避難所の。ということがありますし、2週間以内でやっとなら75%ぐらいになるという状況だそうです。

それから排せつで、発災から何時間ぐらいたったらトイレに行きたくなりましたかということ、被災者にアンケートを取ったところ、3時間以内で31%、4時間から6時間で36%ということで、そういう意味では短時間でトイレを使いたくなるわけですが、そのときに当然、仮設トイレはできてない。そして、もし断水して既存のトイレは使えないということになれば、これは携帯トイレを使うしかありませんし、携帯トイレを使ってもらうことがその後のトイレの環境をよくすることでありますので、ぜひとも1世帯1袋でありましたけれど、今後、携帯トイレの使用の必要性を十分にPRしていただきたいというふうに思います。

じゃあ、まずそれをもう一度、答弁をお願いします。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 議員、先ほど必要数について計算されて御指摘いただいたんですけども、確かに1日数回、用を足すわけでございます。それで3日なのか、5日なのか、充足数どれぐらいなのかということは非常に計算が難しいんですけども、やはり特に下田の場合は半島の先ということで、備蓄を使い切ったときに、陸海空いろんな輸送路の確保をしながらどう援助を頼むのかとかそういった問題も出てくるのかなということで、日頃のやはりまずは整備目標数を達せられるように市としては備蓄を進める、あるいは各御家庭でのそれぞれの自助の部分での配備もフォローしていくというような体制を取るとともに、また、今、防災訓練等々ございますので、そういったところで試験的に例えば御使用いただくとか、どうやってちょっとやるのか難しいんですけども、何かそういう機会を設けてちょっと慣れていただくとかということを進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 8番 楠山俊介議員。

○8番（楠山俊介） じゃあ、すみません、最後ですけど、要望して終わりますが、トイレの環境をよくするということは学校のトイレも必要で、先ほど洋式化のお話も出ましたが、そういう中で例えば萩市さんや伊東市さんのそういうものをちょっと調べて出てきた文言だけをちょっと並べますと、まず洋式便器にやっぱりすべきだろうということ、それにウォッシュレットをつけるべきではないか、あるいは多目的トイレがあるか、オストメイト対応トイレがあるか、そして親子トイレという親子で入って上手にトイレを利用できるそういうトイレがあるか、あるいはパウダーコーナーということで、特に女性がお化粧したり何かするときにトイレを占領してしまうとトイレの機能が失われるんで、そういう化粧室を別個つくっ

てあげるとかということ、あとおむつ替え台、ベビーシートがあるか、そして和式便器、これは萩市においては市民等が多く集まるトイレに関しては男女1基ずつは置きましょうというようなルールがあると。それからサンタリーボックスがついているか、暖房便座になっているか、手すりがついているか、それからこれは公園のトイレ等に多いみたいですが、暗い状況ですので、防犯アラームあるいはセンサーライト等、防犯上の配慮がされているか、それから下の床ですが、乾式清掃ということで、水を流すような掃除の仕方ではなく乾式清掃のほうが衛生的だということに変わっていく、あるいは便座除菌クリーナーがついているか、あと男女比で女性が使用するのにどうしても列をなしてというようなことがどこの施設でもあるんで、この男女の便座の量をどうするかということで、防災上も女性のトイレは男性の3倍にせよというようなルールもあります。こういうふうの一つトイレを取っただけでもこのような条件がありますので、ぜひともしっかりとした方針をつくって、各それぞれの場面で優先的にやるもの、そして継続的にやるものを分けてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） これをもって、8番 楠山俊介議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。11時30分まで休憩します。

午前11時17分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位2番、1、南海トラフ地震における家屋、ブロック塀の倒壊に対するTOUKAI-0事業について、2、沼田市姉妹都市交流60周年について、3、ヤングケアラー支援条例の制定についてその後。

以上3件について、10番 渡邊照志議員。

[10番 渡邊照志議員登壇]

○10番（渡邊照志） 10番、清新会の渡邊です。私は令和4年度に、地震に対する家屋及びブロック塀の倒壊の対策、TOUKAI-0事業について一般質問させていただきました。その後2年間、議選の監査委員に任命され、慣例により一般質問を控えていましたが、その任が解けましたので、3件について質問をさせていただきたいと思います。

それでは、議長の通告に従い、順次、趣旨質問をさせていただきます。

まずは、TOUKAI-0事業について、人命に関わる重要な事案と考え、市民の皆様にごひ御理解をいただきたいと思い、再度取り上げました。この2年間で耐震補強工事及び補助金増額などの新たな政策の変化があり、市民の皆様にご周知、認識をしていただき、改めて耐震診断、耐震補強工事をしていただくようお願いするものであります。

南海トラフ地震は2030年から2040年の間に起こると予想されていますが、TOUKAI-0事業は南海トラフ地震を含む大規模地震による被害を減らすことを目的としている事業です。

我が下田市内においても、南海トラフ地震の際には津波が押し寄せてくる地域がたくさんありますが、避難をしようとしたとき、家屋が倒壊したら逃げるところではございません。まずは倒壊を防ぎ、いち早く避難できるようにしなければなりません。そのためにTOUKAI-0事業の補助金を活用していただきたいと考えます。

このTOUKAI-0事業は、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震工事の推進、ブロック塀の倒壊による災害を防止し、震災時における人命の安全を確保するため、国や県、市が一体となって行っている事業です。その後、耐震シェルター、介護用のベッド型シェルター、要するに防災ベッドですか、それなどのいろいろなシェルターも開発されています。

ここで耐震診断についてですが、個人で耐震診断を行う場合は、広さによって10から40万円かかるとされています。しかし、下田市に申請した場合、無料で受けることができます。下田市の耐震診断実績数は、令和元年から令和6年で204件、そのうち耐震工事を行った件数は21件となります。本年を入れますと43件ですか、そうなっています。本年度、改修工事については10件分の予算を計上してありましたが、既にその予算は終わりました、受付が終了しました。次年度の相談については受付中です。

耐震補強工事の補助金は、2年前と比べ1世帯について100万円から115万円、高齢者世帯は120万円から135万円と増額され、低コスト工法で行う場合は一般世帯145万円、高齢者世帯165万円の補助となっています。ただし、この金額はあくまでも上限金額であり、例えば一般世帯で100万円かかったとしても差額の15万円が戻ってくるものではございません。木造住宅の場合、100万円から150万円未満の工事件数が最も多く、半数以上の工事が140万円以下で行われています。

次に、ブロック塀などの倒壊や転倒による災害を防止するため、撤去や改善する費用の一部の補助金を受けることができます。

ブロック塀の撤去事業に対する補助金は、事業に要する経費と、また撤去するブロック塀の延長に1メートル当たり2万円をかけて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内、またその後、フェンスなどを設置する場合は、事業に要する経費とブロック塀の延長1メートル当たり5万8,400円を乗じて得た額を比較して、少ない額の3分の2以内とするとしています。

緊急輸送路、避難路、通学路に面するブロック塀が倒壊、転倒した場合、緊急車両の妨げになり物資の輸送ができなくなること、また避難するときの妨げ、特に他人に損害を与えた場合、工作物責任、民法第717条に基づき、所有者または占有者が損害賠償責任を負うこととなります。過去には数千万円の賠償請求に至った事例もあります。

また、シェルターの設置の補助金は40万円、介護ベッド用補助フレームの補助金も8万2,000円となっております。

そこで、耐震改修工事を行わない理由としては、1、資金が大変である、2、子供がよそに家を建てて後継ぎがない、3、高齢者・独居暮らし、4、津波で流されるが主な理由だそうです。逆に改修工事をした人は、1、倒壊して近所に迷惑をかけてはならない、2、子供がよそで暮らしているがその子供たちに心配をかけたくない、3、長期にわたり避難生活を余儀なくされている、4、苦勞の多い避難所生活を考えると不安でいっぱいなどの理由が挙げられております。

ここで、質問させていただきます。

下田市において昭和56年以前に建築された家屋は何件ぐらいあるのか。

2、このTOUKAI-0の事業が始まった2001年から耐震診断を受けた家屋は何件か。耐震改修工事はそのうち何件か。

4、令和7年度以降のTOUKAI-0について、どのようになっているか。

5、令和7年度の事業進捗について。

6、現在における下田市の被害想定は、家屋の倒壊・焼失など、それと死者数、ブロック塀の倒壊数はどのくらいあるのか。レベル2とレベル1でお知らせいただければ結構です。

次に、沼田市姉妹都市交流60周年について。

まず、沼田市と下田市の姉妹交流の提携の経緯について、ちょっとお知らせします。

今から約1,300年ほど前、行基菩薩が箕作の米山薬師を開基した際、藤原山山中でさまよい歩き疲れ、まどろんでいたとき、大天狗が現れ「この山の麓に湯がある。直ちに行きたく知らしめよ」と言い終わると天空高く飛び去った。行基菩薩がつえの先で掘ってみると温

泉が湧き出たため、人々はこれを湯権現と名づけ、行基菩薩がしたためたてんぐの絵を本尊として社を建て祭ったと言い伝えられています。

この天狗の絵と沼田市の迦葉山龍華院弥勒寺に包蔵されています天狗が同一のものであるとされたことから、迦葉山の大神が蓮台寺のお湯の源泉を知らせたのではないかと、因縁浅からずと、1964年11月、迦葉山弥勒寺と沼田市の協力を得て、弥勒寺に安置されていた大神面を蓮台寺に招き、下田町蓮台寺温泉祭りを開催しました。

このことから沼田市と提携の話が急速にまとまり、1965年7月両議会において姉妹都市提携を議決し、1966年5月7日に提携の運びとなり調印式が沼田市で執行されました。以来、文化交流や観光振興、物産展などを通じて継続的な関係を築いてきましたが、近年は下田市黒船祭、沼田市大神まつりにお互いの市議会議員を招待して交流を進めています。

以上がいわれとされています。

現在、蓮台寺区民は祭っていた社もなく、姉妹都市50周年に沼田市より寄贈された天狗面は市民文化会館の2階に設置されていますが、来年度、節目の姉妹都市提携60周年を迎えるに当たり、この天狗面を収める社を地区内に建立していただきたいとの声が上がっております。

本年3月3日、4日と沼田市へ姉妹都市提携の訪問をいたし、沼田大神祭りに参加しました。日本一の大神面は2つありまして、それぞれの大きさが顔の長さ6.5メートル、鼻の高さは2.8メートル、もう一つは顔の長さが4.3メートル、鼻の高さが2.9メートルと大きなものでした。交通安全、家内安全、商売繁盛を祈願し、家庭を守る女性たちが家族の無事を願い、それぞれのみこしを全国から集まった女性のみで担いでおります。間近で見た天狗の大きさには目をみはるものがあり、圧倒されました。

また11月8、9、10の3日間で、山口県萩市の姉妹都市提携50周年を記念して市民号が運行され、市民同士が直接触れ合い、交流する貴重な機会となりました。

下田市には、吉田松陰先生のゆかりの地として寓寄処、銅像などを下田市民の皆様がよく知ることではありますが、沼田市との関係はあまり知らない方が多いのではないかと考えます。沼田市との姉妹提携50周年の記念として寄贈された天狗様は、今は社もなく文化会館の2階に置かれているのを見ますと、下田市民の一人として、沼田市に対して後ろめたい気がしたのは私だけでしょうか。

以前、社を造るために予算が認められたが、事情により計画が流れてしまったと聞きましたが、迦葉山の天狗の歴史的御縁を再び形に残すため、蓮台寺、天神山の地において、天狗

様の社の再建、象徴的な天狗像を祭るために改めて整備をしてはと思います。蓮台寺におけるこのいわれを後世に残すとともに、観光資源、また姉妹都市の沼田とのつながり、誇りを再認識するきっかけになればと思います。この点について、当局の考えをお伺いします。

沼田市との市民交流を深めるため、市民号の計画があるとのことですが、萩市との交流でも明らかになったように、市民がお互いの町を訪れ直接交流することが非常に大きな効果があると思いますが、この計画の具体性についてお伺いします。

最後に、60周年を記念し、沼田市へ白浜伊古奈桜の植樹を提案いたします。白浜伊古奈桜は下田の象徴と言える桜であり、沼田の地に根づいて成長を見るにつけ、両市の交流のあかしとして後世にも語り継がれることと思います。当局の考えをお伺いします。

最後に、ヤングケアラー支援条例の制定についてのその後と題し、改めてヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供のことです。家庭でケアラーとして費やすことにより、子供の健全な成長に時間が奪われ、心身に負担がかかり、その負担の重さから国、地方自治体などが支援に努めるべきと位置づけられました。

全国では、父子、母子家庭や高齢者との同居家庭も増え、さらに弟、妹の世話などのケースが増え、ケアラーの割合も増加していると言われております。実態調査の平均値によれば、中学2年生の17人に1人がケアラーで、残念なことにそのケアラーであることを自覚している子供は僅か約2%、自分がケアラーだと気づいていない子供が12.5%になっています。

家族の世話について相談をしたことのない子供の多くは、相談しても状況が変わると思わない、家族のここのため話しにくい、誰に相談したらよいか分からない、家族のことを知られたくないなどが多くの意見でした。子供たちは自分がヤングケアラーであるという認識がないケースが多く、学校や周囲に相談ができず、また、家族の世話をするのが当たり前という認識を持っており、そのことが問題とは思っていないのです。

こういう子供たちが条例の制定によってケアラーであることを認識し、それによって少しでも心にゆとりを持ち、安心して暮らせるように条例を制定していただきたいのです。

令和4年度3月に、このケアラーの支援条例の制定について一般質問をした際の回答は次のとおりでした。

支援条例の制定については学校教育課、市民保健課、福祉事務所で連携して対応する体制を整えており、実績を積み重ね、これを検証しながら地域の実情に合ったやり方を見だし、また、情勢の変化に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えますとのことでした。支援条例

を制定するべきという意見につきましては、3課の連携体制の中で他市町の取組の先行事例を調査して研究してまいりたいとの考えをお聞きしました。

そこでお伺いします。

2年間のブランクの中、この回答について進展があったのか。その後、改めてヤングケアラの調査は行われたのか、お尋ねします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） 私からは、地震に対する家屋等のTOUKAI-0事業に関連する質問についてお答え申し上げます。

最初に、昭和56年以前に建築された家屋件数につきましては、令和5年の住宅・土地統計調査による推計値では、昭和56年以前に建築された木造住宅戸数は3,453戸となっております。

次に、2001年から耐震診断を受けた家屋件数につきましては、令和6年度末現在のわが家の専門家診断の実施件数は1,021件となっております。

次に、耐震診断を受けたうちの耐震改修工事を実施した件数につきましては、耐震改修工事の実施件数は46件となっております。

次に、令和7年度以降のTOUKAI-0事業につきましては、現行のTOUKAI-0事業は令和7年度に無料の耐震診断が終了し、令和8年度には耐震改修工事への補助も終了予定でしたが、県への要望を重ねたところ、令和8年度以降も耐震診断、耐震改修工事への補助も継続してもらえらることとなりました。本市といたしましても、引き続き安価な耐震改修の普及を進め、町の強靱化に努めてまいります。

次に、令和7年度の事業進捗につきましては、令和7年11月末時点で耐震診断10件、耐震改修工事への補助は、令和6年度からの繰越し4件と令和7年度10件の計14件を実施しております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私のほうからは、地震等に係る下田市の被害想定についてお答え申し上げます。

静岡県第4次地震被害想定におきまして、家屋の倒壊・焼失数はレベル1で全壊・焼失約

230棟、レベル2で全壊・焼失約3,620棟でございます。次に、死者数はレベル1で約300人、レベル2で約5,120人と想定されております。また、ブロック塀倒壊数は全県での数値となりますけれども、レベル1で約2万3,000件、レベル2で約2万5,000件と想定されております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 私のほうからは、沼田市との姉妹都市交流60周年についてお答えいたします。

まず、天狗様の件についてですが、沼田市との50周年記念事業の実施の際、天狗の面の寄贈の計画があったことから、それに先立ち、天狗様の社を造る計画もございました。しかしながら、その際の地域住民との話し合いにより、建設場所や建設後の維持管理、また、信仰上の観点などの事情により中止となった経緯がございます。

こうした経緯もございますので、いただいた提案につきましては地域の方からの意見をしっかりと伺い、検討していきたいと考えております。

次に、市民号に関してでございます。

沼田市からの市民号については来年5月の黒船祭に合わせ、一方で、下田市からの市民号については同年8月に開催される沼田まつりに合わせ沼田市と実施について協議を進めており、併せて交流会の開催につきましても調整しているところでございます。

次に、植樹の件でございます。

記念植樹につきましては、50周年記念事業では下田市からヒメシヤラ1本を植樹しております。60周年記念事業においても記念植樹を企画しているところでございます。こちらにつきましては相手方の意向も確認しつつ、提案のあった伊古奈桜も含め、樹木の選定をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） 私からは、ヤングケアラー支援条例の制定についてその後として、令和4年3月定例会での一般質問における、支援条例を制定すべきという御意見に対し、その後、進展はあったかとの御質問に対しお答えいたします。

現在、ヤングケアラー支援条例を制定している自治体は全国でも都道府県で2、市町では6自治体で、静岡県内での条例制定の事例はございません。

ヤングケアラーに関する諸問題への対応は個別ケースごとに千差万別で、非常にデリケートかつ幅広い視点、分野等からのアプローチが必要となるため、令和5年度に設置された東海4県のヤングケアラー担当者会議の中の静岡県及び各自治体で構成するヤングケアラー支援関係者ネットワーク会議に下田市も参画し、個別ケースの検証や、研修による相談体制及び対応力の強化を図っております。また、虐待や貧困など問題を抱えた子供及び保護者の支援を行うため、家庭児童相談室や子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門職によるきめ細やかなケース対応に努めております。

さらに、今年度末策定予定の第1期下田市こども計画においては、子供、若者、子育て世帯等の実態を調査し、今後の支援につなげてまいります。

なお、ヤングケアラー実態調査につきましては、年1回、学校教育課が実施しており、その結果を共有し問題解消に努めております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、ヤングケアラー支援条例の中で、ヤングケアラーの実態調査につきまして御答弁させていただきます。

ヤングケアラーに関する調査につきましては、毎年、小・中学校において実施しており、前回、答弁いたしました令和4年度の調査では、何らかの家族のケアをしていると答えた児童・生徒は13名おりましたが、今年度につきましては6名となっております。現時点ではヤングケアラーに該当するものではありませんが、今後も児童福祉の視点から見守りが必要な児童・生徒について、学校現場と情報共有し、支援に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○10番（渡邊照志） はい。

○議長（中村 敦） それでは、休憩します。13時まで休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

再質問からお願いいたします。

10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） まず冒頭、先ほどの趣旨質問の中で間違いがございましたので、訂正したいと思います。先ほど、沼田まつりの関係で3月の3日、4日と私は言いましたが、8月の3日、4日でした。それともう一つ、沼田の大天狗まつりという言い方をしたんですが、沼田まつりの間違いでした。そういう形で訂正したいと思います。よろしくお願いします。

それでは、先に南海トラフに関する再質問をさせていただきます。建設課長にお尋ねします。

下田市では、昭和56年5月以前に建築された木造家屋の件数が3,453戸とお聞きしました。当然、その家屋の中には空き家も相当な数があると思います。耐震改修を行う理由についてを考えると、耐震診断数1,021件、耐震改修件数が令和7年11月までで46件、これについてのどのような形で考えているか、お考えをお伺いします。

また、下田市耐震改修促進計画においては、令和7年度末までに市内の住宅の耐震化率を75%に向上させることを達成目的としております。耐震化率は、6年11月の統計を見ますと73%ですが、努力目標では95%を設定しておりますが、1年経過して今、耐震化率の進捗状況と努力目標についてのお考えをお願いします。

また、担当課として今後さらなる周知の方法につき、どのように考えているか、お考えをお伺いします。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（佐々木豊仁） では、私のほうからはまず最初に、耐震診断と耐震改修の実施状況をどのように考えているかにお答え申し上げます。

耐震診断の実施件数1,021件に対して、耐震改修まで実施した件数は46件と大変少ない数字と認識しています。高齢化や後継者不足などの空き家などの要因もありますけれども、主な要因としましては耐震診断は無料でできるものに対して、耐震改修は住民負担が大きなものであったことから改修までは至らなかったものと考えておりますので、現在、建設課では施主の経済的負担の影響を抑える低コスト工法に積極的に取り組んでいるところです。

次に、耐震化率の進捗状況と努力目標につきましては、昨年度、名古屋工業大学大学院教授の井戸田先生をお招きして、木造住宅耐震リフォーム達人塾を県の主催で開催しております。その中で住民負担の少ない低コスト工法が紹介され、下田市では今年度から低コスト工法の普及を行っているところです。令和6年度の耐震改修の実績が4件ですが、令和7年度

の耐震改修の実績は繰越分も合わせますと現時点で14件と飛躍的に伸びております。引き続き、低コスト工法の普及促進とともに耐震化率の向上に努めていきたいと考えております。

それから、今後のさらなる周知方法につきましては、下田市においても本年10月に名古屋工業大学高度防災工学研究センター客員教授の川端先生をお招きして、耐震リフォーム達人塾市ぐるみ勉強会 i n 下田市と称しまして講座のほうを開催しております。こちらにつきましては、一般の市民の方や工務店、大工さんなどを対象として、低コスト工法について説明していただきました。今後もこのような取組を継続するとともに、耐震診断を実施した方への個別のアプローチや出前講座、広報誌やホームページ、公式LINEやSNS等様々な媒体を活用し、さらなる周知を図っていききたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） 様々な質問に対して、丁寧な御回答をありがとうございました。

TOUKAI-0の事業については、県とも協議した結果、令和8年度以降も継続していただけるとのこと、また事業の進捗については、令和7年度については11月時点で診断10件、改修工事は繰越しの件数を4件入れて14件となり、過去最高最も多い年度となりました。市民の皆様は南海トラフ地震について再度考慮し、自分の命は自分で守る、他人に迷惑をかけないように、まず耐震診断から始め、補助額もアップしたことを踏まえ耐震補強工事を考慮するようお願いし、先ほどの防災課長の答弁にもありましたように非常に大きな被害が予想されます。まずは、家屋の倒壊から身を守り、避難できるように耐震工事をしていただくことをお願いして、TOUKAI-0事業の一般質問を終わります。

続いて、沼田市の姉妹都市交流の60周年についてお伺いします。

社の提案については、地域の方々の御意見をしっかりと伺い検討してまいりましたの回答を伺いました。ありがとうございます。

先日、蓮台寺の方々と話し合う機会をつくっていただきました。その話合いの中で、姉妹都市締結後、学童交流会、沼田市へのふれあい駅伝、お互いの農業祭の出店などが行われ、平成元年には沼田大天狗みこしが黒船際に参加したことも知りました。諸事情で、天狗の面を迦葉山弥勒寺に返納されたことに蓮台寺温泉の原点であり、心のよりどころであった天狗の面に対して、区民は後ろめたささえ感じているとのことでした。天狗様の社を造っていただき祭ることは、蓮台寺まちづくりの交渉とも合致するため、区民の皆様は市との検討の話合いの場については進んで出席することを約束していただいております。60周年を来年に控

えた今、前向きに検討を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

次に、市民号の計画について、お互いの市の実施の協議、また交流会の開催についての調整をしているとの回答をいただきました。

私は市民がお互いの町を訪れ、直接交流することは、今後にとっても大きな意味があると考えております。特に下田市での交流会には、下田市の代表だけでなく、ぜひ蓮台寺区民も交えての開催を提案いたしますが、いかがでしょうか。

また、記念植樹の候補の中に白浜伊古奈桜も含めて選定していただけるとのことでした。桜は育ちがよく、一般的に挿し木から成木と呼ばれるサイズに育つまでは約5年と言われております。交流のあかしとして、改めて下田の象徴でもありますこの桜をぜひ選定して下さるよう要望いたしますが、いかがでしょうか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、天狗の関係について地域の方々の情報を提供していただき、誠にありがとうございます。先ほど申し上げましたが、過去の経緯もございますので、改めて市のほうもちょっと地域の方と話し合いは必要と考えております。そういった際には、ぜひ渡邊議員も御協力をいただければ幸いと思っております。

次に、交流会の参加につきましては、双方ともお祭りの行事の区間と重なりますので、双方の規模感等を調整し、決定していきたいと考えております。仮にですが、そういった区民の方に参加をお願いする場合も限られた人数になるのではないかと考えております。

また、先ほど答弁で申し上げたとおり、沼田市から市民号は参加する予定となっております。そこには幅広く応募したいと思っておりますが、渡邊議員から蓮台寺の方たちにもお声をかけてそこに参加していただければと存じますので、その辺よろしくお願ひいたします。

植樹の件につきましては、伊古奈桜も含めて当市の歴史や関わりのある人たちの思い、そういった樹木を市としても選定していきたいと考えてます。そういった中で、伊古奈桜も含めて樹木選定については慎重に努めて選定していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 敦） 10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） 今、課長がおっしゃられたように、そういう形のもので、私が必要があればこの席にも参加しますので、こちらこそよろしくお願ひします。

補足ですけど、明日12月4日に沼田市議会の今成議員が登壇し、下田市姉妹都市提携60周

年事業について、姉妹都市交流のさらなる発展と歴史的、文化的価値を未来に継承する取組について、1、両市の交流の継続性と未来志向を示すために、60周年記念にふさわしい象徴的な事柄の事業の検討状況についてと、市民交流促進を目的とした事業実施の検討についてという題目で一般質問をすとのことを私の知人から伺っております。下田市との60周年記念事業を楽しみにしているとの伝言でした。以上をもちまして、姉妹都市提携60周年事業についての質問を終わります。

それでは最後に、ヤングケアラーに関しての再質問をさせていただきます。

私が当時質問したときには、それに対して何々してまいりたいとも考えますの表現の回答でしたが、今回の回答は図っています、詰めておりますであり、提案してから2年半過ぎて、今も継続してヤングケアラーの問題に対して進行形で様々な対応をしていただいていることにまずは感謝いたします。ありがとうございます。

家庭児童相談室、子ども家庭総合支援拠点を設置し、専門職によるきめ細やかな相談、また、そのケースに努めているとのことですが、ケアラーに行き着くような具体的な相談はあったのか、また何人あったのかをお伺いします。

確かにケアラーであることは、・・・に当てはまらない状態の条例制定は難しいのは理解できますが、実態調査の年1回で確認の検証が難しいのかと思うのと同時に、調査の方法などがどのように行われているのか、また、その調査についてどのように決断、結論がなされているのかを差し支えなければお伺いします。

最後に、静岡県及び下田市の方針としては、条例制定より先に担当者や教職員の検証や研修によって、対応力の資質向上を目指すことが先決との理解でよろしいのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） それでは、私からはまず、ヤングケアラーに行き着くような具体的な相談はあったかとの御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの疑いのある子供につきましては、保護者がネグレクト傾向にあったり、経済面や精神面などの複合的な問題を抱えるケースが多く、子供だけでなく保護者の相談対応や支援も重要な課題となっております。そのため、児童相談所や学校等々、個別ケース会議を適宜開催し、庁内各課や社会福祉協議会などからも課題解決に必要な情報を入手しながら、各相談案件に対応しております。

現在のところ、ヤングケアラーに該当する子供の報告はございません。しかし、潜在的にヤングケアラーの該当者がいる可能性があることも否めないため、より緻密な情報収集に努め、対応してまいりたいと考えております。

次に、条例制定より先に、担当者や教職員の検証や研修によって、対応力の資質向上を目指すことが先決との理解でよろしいでしょうかとの御質問につきましては、議員御理解のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 今、福祉事務所長申し上げましたことと重複しますけれども、各家庭でどういうことがあったのかとかそういった様子について、本人の例えば出欠席の様子、遅刻、早退の様子はもちろんなんですけれども、言動ですとか表情、それから所持品、宿題の提出状況、部活動の参加状況、福祉事務所長は多くの方面からお答えしていただきましたけれども、学校現場としてでお話をさせていただいていますが、そんな状況などをあらゆる方向から本人の悩み相談に応じるということで、日常的にずっと継続しています。月ごとに報告が上がってまいりますけれども、それを精査した中では、先ほど福祉事務所長申し上げたとおり、学校関係者からのケアラーに行き着く相談には至っていないというふうに捉えています。

それから、議員おっしゃるように様々な分野、それから幅広い視点からのアプローチ、これは福祉事務所長申し上げたとおりなんですけれども、それをもって対応するということから、やはり現場の喫緊の課題を日常的に捉えてということで、教員の資質向上に努めることが最重要であるというふうに認識しています。非常にアンテナを機敏に持って、そのためにも研修を日々重ねているという状況が続いています。これ本当にデリケートな話ですので、いろいろな方面から取り組んでいっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、私からは実態調査の関係をお答えいたします。

年に1回の実態調査は、どちらかというとフォロー的にといいますか、確認を含めての実態の調査の実施というふうになるものというふうに考えております。やはり教育長が答弁したように、学校現場ではあらゆる方向から本人の悩み相談等に応じ、常に先生方が日々把握に努めている状況となっております。家庭環境に何らか不安を感じる児童・生徒につきましては、教員間で共有し対応している実態もあります。

その中、今回の実態調査の方法につきましては、初めに記述式のまずアンケートを行いまして、それを踏まえて本人への聞き取り、家庭環境など児童の置かれている状況を確認し、判断を先生方としているという状況になります。判断、結論につきましては大きく四つに区分していきまして、ヤングケアラーとしての支援が必要であるかどうかというまず1点目、ヤングケアラーとしてのまず見守りが必要かどうかという2点目、3点目として気にしていく必要がある、4点目として手伝いの範囲内というこの4段階に区分をして、この実態調査に関しては報告をまとめているという現状になっております。

ですから、今回のヤングケアラーとして支援が必要という判断をした児童・生徒はいないというような状況に今ではなっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 10番 渡邊照志議員。

○10番（渡邊照志） いろいろ御回答ありがとうございました。いろいろお話を聞いていますと、支援条例の制定については今すぐにとはいかないようですね。

令和4年度の調査ではケアをしている児童・生徒が13名でしたが、今年度は6名ということでなおかつヤングケアラーに該当するものではないということでしたが、今後も引き続き見守っていただけるとありがたいと思います。

最後に、自身もヤングケアラーであった一般社会法人ヤングケアラー協会理事の高垣内文也さんは、静岡新聞11月18日のコラム窓辺において、ヤングケアラーの支援の広がりには確かに進んでいる一方で、地方における支援の格差も存在し、どこに住んでいても支援の質や量が同じという状態にはまだ至っていない。国、自治体、民間という3層の輪がつながること、ヤングケアラーが見えないまま置き去りにされることのないような社会が少しずつ動き始めていると語っております。

これをもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） すみません、再質問の答弁で1点、修正をお願いいたします。

沼田行きの市民号について、私から市が応募したいと言いましたが、正しくは募集したいです。失礼いたしました。

○議長（中村 敦） これをもって、10番 渡邊照志議員の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番、1、南伊豆分校2029年度末閉校と賀茂3高校の統合について、2、トランプ米大統領の核実験再開発言について、3、ごみ資源化排出抑制の推進について。

以上3件について、12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 日本共産党の沢登英信でございます。ただいま、議長に紹介していただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、南伊豆分校2029年度末閉校と賀茂3高校の統合についてを質問いたします。

令和7年11月7日付、伊豆新聞は、静岡県教育委員会が賀茂地区の下田、松崎、稲取の県立3高校を2028年度から1校として機能させるキャンパス制にする方針を明らかにしております。下田高校南伊豆分校は2029年度をもって閉校。下田高校の定時制は夜間から昼間に移行をするとされ、これらは県立高校の在り方に関わる地域協議会、令和4年度の7月6日から令和6年度の3月27日まで5回持たれているようでございますが、そこで取りまとめたグランドデザインに基づく再編であると報道がされておりました。

①岡部南伊豆町長や渡辺下田高等学校南伊豆分校同窓会長は、募集停止の要件であります入学者15人を下回っていない中での県の教育委員会の決定について、南伊豆分校がなくなる話が出ていなかったと驚きとともに憤りを感じていると。また、農業は重要な産業で、特化した園芸科の分校を残すべきとしております。そこで、県立高校の在り方に関わる地域協議会の委員であります市長及び教育長の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

次に、各3校と南伊豆分校は、地域社会の中でどのような役割を担ってまいったとお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。進学や就職、地域連携、あるいは人材の育成。賀茂地区には私立高校が残念ながらございません。公立高校の意義は大変重要なものと言わなければならないと思います。

3点目としまして、生徒数、中卒者の減少と今日の教員の在り方についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目としまして、キャンパス制についてどのようにお考えでしょうか。分校とどのように違うのか、内容的には賀茂3校、4校を下田高校1校に統合をする、あるいは廃止をするという内容が出されていると思うわけでありますが、再度見解をお尋ねしたいと思います。

次に、トランプアメリカ大統領の核実験再開発言についてでございますが、トランプ大統領は10月30日、他の核保有国と同等の水準で核実験を直ちに開始するよう国防総省に指示したと自らのSNSに投稿したと報道されました。被爆者をはじめ、アメリカ国内外の反核平和団体、国連などから厳しい批判を受けているところであります。にもかかわらず、11月14日には、他の国々と同じように我々は核実験を行うだろうと再び表明をいたしました。

黒船祭では、世界平和と国際親善の寄与を掲げ、グローバルCITY下田として、また、核実験再開について多くの諸団体及び有志が撤回を求めているところでございますが、松本市長の所見をお願いしたいと思います。

資料等の配付が今、出ていようかと思いますが、これは赤旗の記事でございます。その中で、特に核実験がアメリカが1,032回も行っていると、1945年から92年であるということが真ん中に出ていようかと思いますが、他の国々にぬきんでて大変な数の実験をしているという形でございます。核兵器は人類と共存ができないというこういう観点から申しまして、また、平和都市宣言をしている下田市の姿勢からしても許されることではないと、私は思うところでございます。

次に、ごみ資源化排出抑制の推進についてお尋ねをいたします。

令和7年8月19日開催の南伊豆地域清掃施設組合の定例会におきまして、組合の解散と広域ごみ処理事業の中止が明らかとなっております今日、ごみ資源化計画を見直し、3年後にはごみの焼却量を半分以下にすることが求められているのではないかと思います。

下田市のごみの組成分析によりますと、ごみの約48%が紙・布類であります。18%がプラスチック類。17%が厨芥類、いわゆる生ごみであります。11%が木竹やわら類。1%が不燃物。そして5%がその他となっているところであります。

まず、48%の紙・布類を半減することが肝要であります。雑紙の対応までしているのに、なぜ20%台に半減をできないのか、現状についてお尋ねをしたいと思います。

次に、プラスチック類18%もありますが、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律、いわゆる容器リサイクル法では、令和7年6月16日に施行されております。失礼しました、平成7年。そして、令和4年度にはプラスチック資源循環法が施行され、ペットボトルだけではなく、プラスチック使用製品廃棄物の資源化が求められております。プラスチックによります海洋汚染は年間800万トン、ジャンボジェット機の重量の5万機分であるとも県は公表をしているところでございます。このまま増え続けますと、2050年度までに海の魚の総重量より多くなるとも言われているところでございます。11月16日付、朝日新聞13版によりますと、県内35市町でプラスチック廃棄物を収集していないのは、残念ながら下田市、静岡市、湖西市であると。そして、南伊豆町、松崎町、小山町の6市町のみであります。また、掛川市が徹底分別で減量と紹介をしているところでございます。どうして下田市は分別収集をしないのか、法的にやりなさいということが既に定められているのにこれらを放置しているという現状ではないかと思うわけでありまして。資源ごみの月2回の収集と合わ

せてもできる内容ではないかと思えます。重ねてお尋ねをいたします。

3点目としまして、厨芥類、生ごみ、この17%はぜひとも南伊豆町などと協力して共同施設の設置など、対策を取る必要があると思えますが、どのようにお考えでしょうか。皆さん御案内のように、既にし尿処理につきましては、敷根に下田と南伊豆町で施設を持っているわけであります。

また、4点目としまして、木竹わら類11%は燃やすのではなく、置く場所さえあれば自然に帰すことができるわけであります。また、楠山議員の御質問にありましたように、チップに利用することも可能であろうかと思えます。厨芥類と同様、南伊豆町等と共同施設の利用を具体的に検討をすべきであると思うところではありますが、どうお考えでしょうか。

5点目といたしまして、下田市の焼却施設等について、故障して悪いところが出てきた時点で修理をし、使い続ける方針のようでございますが、本年はどのように、どのぐらいの修繕費が必要とお考えでしょうか。

6点目としまして、令和8年度から、ごみ持込手数料とごみ収集手数料の値上げ改定のデータによりますと、ごみ処理に係る経費の推移によりますと、平成19年度処理費1トン当たり2万6,007円であります。ごみの量は1万3,632トンが令和5年度、いわゆる16年後には処理費1トン当たり5万5,833円、ごみの量は7,986トン、ごみ処理経費は2.15倍。ごみ量は0.58倍に減っているのに、どうして処理費は2倍以上になるのか。安くなるとして、直営から委託してまいりました結果が、処理費が2倍以上になっているのではないかと予測をするところでございますが、当局の見解をお尋ねしたいと思えます。

それから、説明を飛ばしてしまいましたが、資料の説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

11月7日の伊豆新聞を皆さんのお手元にお配りをしてございます。

それから、令和7年の11月5日、地域協議会の第5回目以降に出された、これは地域協議会にかかわらず県の教育委員会が出した資料、11月5日の資料でございます。ここには、先ほど言いましたようにキャンパス開始ということで、特に南伊豆分校の閉校ということが協議をしていないのに、こういうものが出されているということでございます。そして、11月の次の日の6日には、南伊豆分校の生徒父兄の皆さんに通知書が出されているという、こういう結果になっていようかと思えます。

そして、県教育委員会が言っておりますのは、賀茂地域における今後の県立高校の在り方についてという協議資料、数字がいっぱい入っている資料が横にあるかと思えますが、こ

の資料でございます。令和4年度の中卒者が406人であったと、この賀茂地区ですね。そして、1市4校に入学された人は323人だと。定数400に対して323人ですから、77人定数を満たしていないんだと。そして、83人が賀茂地区以外の高校に行かれています。一番下の(3)と書いてありますところが全日制、例えば蕪山高校とか城ヶ崎とかそういう高校に行かれています方が24人、全日制が23人、そしてその他ということで、就職者や不明者が一番最後の20人であると、こういう区分になっているわけでありまして。

人口が減っているからという現状はあるわけでございますが、この地域の中等教育の中心的な課題であります高校を、地元のきっちりした了解もなしに県教委が発表をして、これを閉校にする、あるいはキャンパス制にするというようなことは認め難いことではないかと私は思うわけでありまして。少なくともきっちりした形でこの地域の人たちに、県教委に説明会をさせるという姿勢が必要かと思いますが、当局はどのようにお考えになっているのか、重ねてお尋ねをいたしまして、趣旨質問を終わります。

○議長(中村 敦) 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長(松木正一郎) 私からは、トランプ大統領の核実験の再開、この発言に関しての所見。それからもう一つ、ごみ処理に関する御質問の中で一部誤解があるようなので、そこについて誤解を解きたいと思っておりますので、申し上げたいと思っております。

まず、国防についてですが、国防という事項は国家、いわゆる政府による所管事項でございます。他国の大統領の発言に対し、日本の1自治体としての首長の所見は差し控えたいと思っております。しかしながら、今、世界各地で戦争や内紛、武力による威嚇、各種ミサイルの発射実験などが日々続いております。この事実から、私たちは目をそらしてはならないと思っております。

平成21年に下田市平和都市宣言を行った下田市の責務として、今般、下田市終戦80年平和祈念式典を12月18日に開催します。その中では、被爆ピアノの演奏も行われます。これには天野議員も大変御尽力をいただいているところでございます。今は「世界、平和、そして未来へ」というテーマで80文字メッセージを一般募集しております。グローバルCITY下田として、これからも世界平和に向け、より幅広い発信に努めていきたいと考えております。

もう一つ、ごみの今の焼却施設でございますが、今、議員は、故障して悪いところが出てきたところで修理し使い続ける方針の方ですがというふうにおっしゃいましたけれども、私たちは今、一部事務組合の解散に向けた手続を進めている中で、当面はそうせざるを得な

い。しかしながら新しい技術、つまり新しい修繕の方法、あるいは新しい連携方策を模索しているところがございます。壊れたらそこだけを直すという事後保全はその中の案の一つでございまして、決定方針ではありませんので、誤解なきようにいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 私からは、南伊豆分校閉校と賀茂3高校の統合についてということで、沢登議員からは4つばかり御質問があったかと思います。見解も含めてですね。

まず、見解ということですが、県立下田高等学校南伊豆分校の閉校につきましては、南伊豆町だけでなく下田市も同様に、特に賀茂地域に取りましては、南伊豆分校、昭和23年開校でしょうか、大地豊穰という校訓を掲げて久しくなりますが、その同校の歴史や伝統があっただけに残念であると受け止めていることとございます。

確かに、賀茂地域公立高校のキャンパス制の導入につきましては、現行の静岡県立下田高等学校、失礼しました、静岡県立高等学校の在り方に係るグランドデザイン（賀茂地区）に限ってでございますけれども、その方向性を踏まえた形で、先ほど沢登議員からありましたように、令和10年4月からの導入としておりまして、グランドデザインでは「将来、2年連続して入学者が15人を下回った場合は、教育の質の保障等の観点から原則として募集を停止」というふうに確かにされておりました。その規定については南伊豆分校に限った入学予定者数を想定したデザインでしたけれども、今回のキャンパス制につきましては賀茂地域全体の将来を見据えた中で、今後、最も求められるであろう多様な学びの選択肢を提供するというような必要性があったというふうに捉えています。実際に稲取高校と松崎高校も1学級へと編成していく現実も踏まえて、賀茂地域全体を見据えた最適な学びの環境を維持していくための県教育委員会としての重い決断があったことと私は捉えています。

それから、公立高校の意義ということですが、これはどなたも御承知の思っていることと申します。沢登議員も同様。下田高校、南伊豆分校、それから松崎高校、稲取高校、分校含む4校は全県的に生徒が集う県立高校でありますけれども、1市5町各自治体や地域の特色を生かしたよさを持つそれぞれの高等学校であります。2校統合もありましたけれども、それぞれ開校から現在までの歴史と伝統、卒業された方々の御活躍は言うまでもないところでございます。人口減による影響が学校現場に本当に重くのしかかったわけですが、地元の子供たちの未来を後押しすべく、魅力ある学校経営のために尽力し続けてくださっています。学業ですとか、スポーツ、文化、芸術的な活動を問わず、その実績は毎日のように目

にする新聞報道等でも御承知かと思えます。100%に近い公立高校は、その地名が高校名になっています。それぞれの学校によさがある、地元の子供たちを育むという地域に根づいた賀茂地域特有の高校の存在意義は計り知れないものというふうに捉えています。

それから3つ目、生徒数の減少と教員の在り方ということですが、ちょっと御質問の趣旨に合っているかどうか分かりませんが、また御指摘願えればと思えますが、生徒数が減少の一途をたどってはいますけれども、教員数や教員としての資質、能力等の維持確保は、児童・生徒の望ましい成長を保障するという意味でも最も重要であるというふうに捉えています。これは小学校、中学校、高等学校も同様でございます。

それから、4つ目のキャンパス制についてですが、県の教育委員会は、生徒数、教員数とも限られる中で、生徒が多様な意見に触れる機会の確保ですとか、幅広い教科の選択の提供が課題になるとして、同一校のキャンパスとすることで集団規模を確保して、大学進学や就職など進路に合った学習やキャンパス間の共同探求、また、賀茂地区全域の生徒が集まっている数々の行事などを検討しています。キャンパス制となっても、各キャンパスの特色は現在の状況を維持される、またはそれ以上の期待を寄せられる魅力的な高等学校の在り方を求めていくことが今後の方向というふうに捉えています。リモート授業ですとか合同部活動などをはじめとして、今後、県内に限らず他県の実践等を参考にしながら、また新たな教育活動の姿が研修されるものと考えます。そのためには、市の教育委員会としましても、また賀茂地区教育長会としても手厚いカリキュラムの構築ですとか、今後、十分な人事配置を県教育委員会に切にお願いしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、3点目のごみ資源化排出抑制の推進について、こちらについてお答えを申し上げます。

まず、1点目のごみの組成分析によると48%が紙・布類です。雑紙の対応までしているのに、何で20%台に半減できないのかという1点目の御質問につきましては、組成分析の紙・布類の中には、当然汚れて焼却処分しかできないものも多く含まれているものでございます。また、雑紙の回収開始前の平成29年度の組成率で紙・布類は53%ございましたので、現在は少しずつではございますが、減少傾向にあるという状況でございます。雑紙の分別につきましては、市民の皆様にご協力いただいているところではございますけれども、まだまだ周知不足と感じておりますので、今後も広報等によりまして、分かりやすい分別収集への

周知を図り、ごみの資源化による排出抑制を進めてまいりたいと考えております。

2点目のプラスチックの収集のお話で、県内では6市町だけやっていないと、どうしてプラスチックの分別収集をしないのかという御質問ですが、プラスチックの分別収集につきましては、収集したプラスチックを選別、圧縮、または破碎した後に梱包しまして引取業者に受け渡すのが一般的でございます。広域整備の中で検討してまいりましたが、市では圧縮機ですとか破碎機、こちらを現在持ち合わせておりませんので、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目と4点目の厨芥類ですとか木竹わら類、こちらを南伊豆町等と協力して共同施設の設置をという御質問ですが、ごみの広域的な対応方策につきましては今後も重要な政策課題でございますので、厨芥類についても検討事項の一つとして考えてまいります。また、木竹わら類につきましても同様に考えてまいります。

5点目の下田市の焼却施設について、本年はどこにどのぐらいの修繕費が必要かという御質問ですが、令和7年度の当初予算におけます改修工事費予算は5,034万円で、内容としますと飛灰搬送コンベヤー、それから誘引送風機のインバーター交換、そしてホッパーゲートの補修を行っているところでございます。

6点目のごみの量が0.58倍に下がっているのに、どうして処理費は2倍以上になるのかという御質問ですが、ごみ処理は処理量がコストに大きく関わってまいります。一定量に満たないほど、少なくなると当然、単体量当たりが割高となるというところで、また、ごみ1トン当たりの処理経費が増加している要因といたしましては、物価高騰により処理委託経費や人件費が上昇しているためでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 再質問は1問ずつといたしますか、それぞれの質問項目ごとに進めさせていただきますかと思っております。

南伊豆分校の閉校と賀茂3校の統合についてですが、教育長の見解は聞きましたけども、私は市長の見解もお尋ねをしております。ぜひとも市長の見解をお願いしたいと思います。といいますのは、やはりこの地域からお産をすところなくなると、働くところはないよと、次々教育するところも受けるところもなくなってしまうのかと。この地域の下田市も含めたこの町の在り方に大きく関わってくる課題だと思いますので、それは当然、教育長だけではなくて、市長の見解もぜひともお尋ねをしたいと思います。一般質問の中では、市長の

答弁を求めているところでございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） まず、キャンパス制という手法、これについては何というんでしょうか、こうした人口減少で社会が縮小する中で、一つの手法として県が考えたということで、これらについては基本的に全ての首長がまあよかろうというふうに言っていたわけですね。そのメリットを生かしてもらいたいと。要は人口は減っていく中、さらに子供の数が少なくなる中で、どうすれば高校の教育を持続可能にできるのか、この地域とうまくやっていけるのかというふうなことで、相当議論があってグランドデザインができました。そうした県のこれまでのプロセスについては、私は一定の評価をしているところでございます。

一方で、今般の南伊豆分校の閉校につきましては、確かに唐突感があったのも否めないと思います。これはひょっとすると、県が今いろいろなことをやっているコストの縮減とか、そういったもののメニューの一つなのかもしれないと私は捉えています。

この地域はみんな協働して頑張っていかなきゃいけない。ほかの町の問題も、やはり我々は同じように心を、何というんですか、痛めなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この教育長の答弁の中に、県は重い決断をしたとこういう発言をされましたけど、県がそれが重いか軽いか知りませんが、その決断を議員や市民に知らせないというのはいかがなものかと。ぜひとも県教委がこの地域で説明会をするということを具体化していただきたいと。

そして、その理由は令和6年3月27日のグランドデザイン、教育長や市長が参加をされました地域協議会においては南高分校は南伊豆キャンパスをつくると、こういう具合に提案をしますね。この文章を見ますと。何でこれが1年の間に、皆さんの説明と違うような南高分校をなくすという結論になっているのか。当然怒りを持って、憤りを持って、教育長も市長も県教委に説明を求めるとこういう姿勢を取っていただきたいと私は思うわけであり。違うことを言っているわけですから。そして、この地区の市民には何らの説明会も一度も開いてないという具合に思いますけども、そういう説明が市長や教育長のところにあったのかどうなのか、お尋ねをしたいと思うわけであり。私。

それから、キャンパス制にするということがどういうことかということも、残念ながら私



でも、県のデザインの決定というのは大きな疑問があるし、問題点があると私は思うわけですが、改めてそういう基本計画に照らしてもおかしいんじゃないのかと私は思うわけです。県教委の重い決断を思い図るのではなくて、ここに住んでいる若者たちの後継者の高等教育がどうあるべきかと、こういう観点に立って、ぜひとも議論を展開して県教育委員会にきちり要求するものは要求していただきたいと、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩してよろしいでしょうか。

○12番（沢登英信） はい。

○議長（中村 敦） 10分まで休憩します。

午後2時1分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁からお願いいたします。

教育長。

○教育長（山田貞己） 先ほどの沢登議員の御質問、御意見、それに対してお話し申し上げたいと思いますけれども、沢登議員おっしゃるように非常にこれ憤りを感じると、これは議員だけではなくて、先ほど申し上げましたように南伊豆町だけではなくて賀茂地域全体に関わることで、下田市としてもやはり憤りというもの決して拭えないものだと思います。憤りということは非常に重々しい言葉ですけれども、冷静にいきたいと思うんですけども、説明があったでしょうかというお話でしたすよね。

説明はありました。県立下田高校南伊豆分校閉校についてということよりも、キャンパスへの導入について再確認というような意味合いで10月の17日に説明をいただいています。キャンパス制に向けたスケジュールということで。その中の一つの方向性として南伊豆分校の閉校という内容が伴ってきたわけですが、そのお話を伺ったときに、それは市長、それから私、学校教育課参事で対応しましたけれども、伺ったときに、南伊豆分校ということなので南伊豆町さんはやはり非常にそれは驚かれることだと思いましたので、その確認をしたら10月の6日だったと思いますが、新聞にもあったですね、6日に南伊豆町のほうには説明に訪問しているというお話を聞いておりました。高校教育課と教育部参事が訪問していると思

ます。

そういった経緯もあって、ただ、そのところではやはり県教育委員会の判断、決定事項ですので、そこは義務教育課としてはちょっと立ち入れない、踏み込むことはできませんので、コメントは控えたいと思いますけれども、令和4年の4月6日の時点で県立高校の在り方に係る地域協議会、先ほど沢登議員おっしゃってましたけども、開かれておりますが、そのときも40名から50名いろいろな分野の方々、県の高校教育課、教育委員会をはじめ、もちろんなんですけれども、地区内の高校の校長、それからPTA関係、それから中学校の校長、教育委員会とそうそうたるメンバーで始まりました。そのときは7月6日でしたので私まだ就任前でして、佐々木教育長が第1回目参加してますけれども、2回目以降、私も協議会に出しております。そのことを受けて、在り方に係る協議会を受けて、それが7月だったんですが、9月にやはりこれから賀茂地域の高校を考えていくに当たっては、地域協議会でも協議が進むと思うけれども、賀茂地域の地理的な特徴や実情を踏まえながら、地域の声も生かした高校の魅力化、在り方の検討をぜひ進めていってくださいということで要望しています。決してそれだけではありませんけれども、その当時やはり統合ありきではないのかということで、賀茂地域の首長さんをはじめ関係者からはやっぱり不満の声が出ていたんですね。ところが、県の教育長が見えましたけれども、決してそういうことではないということの前提で協議が進められて、数年にわたって協議された結果、サテライト方式ということで話が出てきたわけです。

それで、キャンパス制ということで先ほど議員が不安だと、授業がそれでリモート等で成り立つのかというような御指摘がありましたけれども、当然、教育委員会でもそのような心配を県のほうに申し入れています。小学校、中学校でも同じなんですけれども、やはりリモート授業だけとか、リモート授業が中心になるということは不安を拭えないわけですので、その辺りのことは県の教育委員会も考えているようでして、進めていると今でも思っています。

それと、昼間定時制のことにつきましても、これも唐突といえば唐突だったと思います。ですので、今、定時制、現状を見ますと、例えば1年生が10人、2年生が8人、3年生が6人、4年生が2人という数字を確認できますけれども、合計で26人だと思うんですけれども、そういった実際があるという。それから、かつての定時制の姿が今では薄れてしまっているような実情もあるために、県教委としても昼間定時制、この昼間定時制というのは朝から夕方までという今の全日制とは違って、そのときの話ですとお昼頃からとか、なかなか今の定

時制の子たちとか不登校の子が非常に多いという現状を踏まえて、そういった提案をされているのだと捉えました。

ですので、様々なちよっと地域の思いにそぐわない今回の県教委の決断もあったかもしれませんが、これからは先ほど議員おっしゃったように丁寧な説明がやはり必要だと思いますし、こここのところやっぱり賀茂地区の教育長会ももちろんなんですけれども、教育委員会、それから1市5町の皆さんで一丸となって、賀茂地域の子供たちのために整えていってもらおうというそういう要望は強く出していきたいというふうに思います。

園芸科がなくなるということよりも、形を変えてどこかで存在するようなことをしていく必要が私は個人的にはあると思っています。園芸科で、例えば南伊豆のマーガレットだけではないんですね。賀茂地域はいろんな産業があります。農業もありますので、そういったことを含めると、例えば東伊豆のカーネーションですとか、西伊豆の何かとか、そういったことを考えますと、園芸科ということが大きくくりで賀茂地区全体でやっぱり考えていく。定員が40人じゃなくても、15人でも20人でもそういった思いの子たちを救っていくという、そういうようなことを何とか賀茂地域のほうから要望を強く出していきたいと思います。

県の教育委員会の説明会を保護者対応でと、そこは県の教育委員会のことですので、私の口からは何も申し上げることはできませんけれども、説明はどんな形か分かりませんが、丁寧な説明は必要だというふうに思います。

現に、賀茂地区の高校は夏に1日体験入学ですとかも行っています。ある高校ではこれからの進路説明会とか、対応が必要になってくるんですね。そうすると、今出ている変更点なども含めて説明をやはりする必要が出てくると思います。そこは県の教育委員会と高校側がどういう打合せをしているか分かりませんが、そういうことは当然現場からは必要になってくると思います。現に、ある高校は既に便りを出しています。もう御覧になっている方いらっしゃるかもしれませんが、保護者向けに丁寧に見通し等を伝えています。修学旅行等の学校行事ですとか、進路のサポート体制ですとか、地域連携の探究学習ですとか、合同部活動、合同チームですね。そういった可能性などを生徒の関心や進路希望に応じて学びを深められる、そういうことを念頭に生徒や保護者の不安を払拭するための努力を、今、高等学校のほうはしてくださっています。

今後こうした対応が段階を経て丁寧にされていくべきだと私も思っていますので、そのことも含めて賀茂地区の教育長会で、教育委員会でぜひ様々な地域の声を聞きながら要望していきたいというふうに思っています。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 2人から答えが必要だというふうに思いますので、私からも申し上げます。

先ほど申し上げましたように、同じ賀茂の首長でございますので、特に南伊豆町の町民の皆さんの気持ちには共感するものでございます。

ついせんだって、SURF CITY構想のシンポジウムで沢登さんも出席なさった、ちょっとそんな長くしないように気をつけますが、ちょっとそれてしまうんですがお聞きいただければと思うんですが、あのとき私がSURF CITY構想の優れたところは、サーフィンをやっている人のための構想ではなくて、サーフィンとその周辺領域の価値をまちづくりに生かす、こういうふう書いてあったと。サーフィンで何かやるとか、サーフィン、サーフィンというわけじゃないんだと。サーフィンだけでなく、その周辺領域。周辺領域って何なのかといたら、例えば人と自然の直接的な触れ合い、エモーショナルなものとか、人と人の思いやりとか、あるいは産業、経済、それから文化、それから教育、いろんなものがありますよねという話をそこで私は言ったわけです。だから、この周辺領域ということをごここに位置づけたのはすばらしいと思うと言ったんですね。そこに教育現場の先生もいらっやって、教育の観点からお話をさせていただいたわけです。

そのとき私が最後に、教育というのは実はちょっと難しいんだということを申し上げました。覚えていらっしゃるかもしれません。これ父兄の考え方です。子供の考え方というより僕は父兄じゃないかと思うんですけど、教育というのを学歴志向として捉えるという方はいらっしゃる。それから、スポーツ進学みたいな形で教育というのを捉える方も言えます。それから、本来の教育という大人になるための、真っ当な人間になるための精神修行みたいなそういうことをおっしゃる方もいらっしゃるんですが、どちらかというと、今私が最後に言ったものについては割と見逃されてしまっているんじゃないかと私は思います。これが今の日本の風景じゃないかというふうに思っています。本来あるべき教育とは何なのかということ、今、我々は求められているだろうなと思っております。

人口が少なくなってくると、それがどういうふうにして持続できるのかということなんです、問題は。高度経済成長時代に僕らは育ちましたので、リアルな暮らしのフィールドがどんどん広がって行って、人もどんどん増えて行って都市はどんどん拡大して、そうした中で、子供だらけの中で教育というのが行われてたんですけど、今、人口減少でさらにAIがどん

どん台頭していったってデジタル化というのが進展していく、こういうリアルなフィールドが縮小しているんですね。

だから、松崎や西伊豆町は、小学校とかも共同でやらざるを得ないんじゃないかというふうなことを言っているわけです。下田が新中学校に統合するときでさえも物すごく大変だったんですね、やっぱり。それはそれぞれの地区の方々が、この地区の子供たちが消えるのかということで肌感覚として危機感を感じてすごく強い反発をしていたんですけど、多分、結果的に今の新中学校になって多くの子供たち、あるいは親御さんは多様な学びの場を得たことを喜んでいらっしゃるんじゃないかと思います。

つまり、人口減少がなお一層加速している賀茂地域においてはやっぱり様々なシーン、もっとならばあらゆるシーンでコンパクト化が求められているんだろうと思います。そうでないと、持続可能じゃないからです。ユナイトしようとは僕はよく言うんですけど、ユナイテッドステイツ、それじゃアメリカのユナイト、統合とか統一とかそういう意味ですけども、こうしたユナイトするというものの一つとして、この高校の話が出てきたんだろうというふうに思います。

私のところにも、県から直接来訪して説明をいただいたんですけども、南伊豆町さんがどう考えるかということはずごく大切ですよねというふうなことを申し上げたわけなんですけども、いや、県は県としてこの地域のことを考えて、この地域の将来像として苦渋の決断をしていますというふうなお話でございました。その苦渋の決断については、私たちは一定の敬意を持って受け止めるということも必要だというふうに思っています。

要は、とても残念ですので、ちゃんとした説明をしなければいけない。そして、それを私たちはちゃんと議論を重ねて、その上でどこか落としどころを探していくということなんだろうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 10月の17日に市長、教育長、それから教育委員会の参事ですか、このお三方が県の高等教育課学校づくり推進班の方ででしょうか、そこの方2名がお見えになったんでしょうか、そこで一定の説明を受けたということであれば、何でそれらの説明を議会に報告しないのかと、全協で報告しないのかと、こういう具合に思うわけです。ぜひともそのときの資料は当議会に明らかにしていただきたいと。どういう申入れがあったのか、どういう議論をされたのか、議事録も含めて御提案をいただきたいと思うわけであります。

そういう形で賀茂の教育委員会等を通じて、県教委に丁寧な説明を求めてくださるとこういう理解をしてよろしいのかと。

そして、下田市長も自分が参加した令和6年度3月27日のデザインの決定と、11月の内容が大きく齟齬しておりますのは、南伊豆分校を閉校にするということが議論もしてないのに出てきているというこういう違いがあるわけですので、その点はぜひとも下田市長も1市5町の首長さんと相談をして、県教委が市民向けの説明会をしてくださるように働きかけていただきたいと第1点は思います。

そして第2点、そういう意味では、この疑問点を明らかにするとともに、南伊豆分校の閉校の撤回を求める行動を当然この地区の人たちは起こすべきだと私は思うわけであります。南伊豆町は意見書も出していると。恐らく課もそれぞれの議会におきましても意見書を採択していく、さらには陳情団や交渉団、署名活動を行うと、こういうことで県教委の姿勢を改めていただくという行動に立ち上がらなければならないと思いますが、当局としてどのようにお考えなのか。

そしてさらに付け加えますと、この資料を見ますと中卒者が令和4年度は406人ですが、3歳というところを見ていきますとやがて、ですからこの方が令和4年に3歳の人だだんだんと中卒になっていくわけですが、そのときは賀茂地区で227人の中卒者しかいないというこういう数字を示しているんだらうと思うわけです。そうなれば、またこの時期におきましてはさらに統廃合をするのかと、下田高校を廃止するのかと、こういうことになるのかと思うわけであります。

内容的に見まして私が考えるところ、これは子供たちのためでもないし、賀茂地区のためでもない。県教育委員会が高校の先生の人件費等を削減するために、それが中心になってこのような計画が、ある日突然、この1年間の6年から7年の間に出されてきたと、こう考えざるを得ないと私は思うわけですが、教育長等はそうではないと、これは子供たちのためになるんだと、こういう点がいい点になるんだと、この賀茂地区にとって南校分校を廃校にすることがこの地区にとっていいことになるんだと、そういう理由があるならともかく、そんな理由は私は成り立たないと思うわけです。

第一に教育機会の確保という点におきましても、著しく制約することになると。この地区の子供たちはこの地域の高等教育を受けると。東京や遠くのほうまで行く人というのは、せいぜい先ほど言っていますように400人のうち20人程度しかないんだと、ほとんどの子供たちはこの地区の学校で高等教育を受けてるんだということが実態であろうと思うわけです。

そして高校までなくなるということになれば、それはここに住んでいられないということになろうかと思うわけであります。

そして、しかも普通高校ではなくて、分校は園芸科という実務の高校であります。この地域に育ち、この地域に住んでいる人たちが教育を受けて、ここでこの町を発展させていくという、この地域に就職する人が多いんだと、ほかの普通高校より。高校を出て大学へ行く人よりも。

そういうことが言えることから考えても、南伊豆分校の存続を求める行動を起こす必要があると思いますが、ぜひともこのような要望を受け入れていただいて、運動、展開をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 撤回署名活動と、今、議員おっしゃいましたけれども、その前に人件費云々という財政的なことのお話ありましたが、現実問題そういうものは確かに、どんな形かは申し上げられませんが、あろうかと思えますけれども、ただ、これだけ三つ、四つの高校を再編するとなると、当然、人事異動とか人事配置、教員配置というのが強いられてきます。設ける学科によっても、またそれも変わっていきます。

それはじゃあ何のためかという、単に職員を減らそうとかそういうことだと、基本的に子供たちのためにはならないなということになるわけですね。基本は、子供たちがやはり自分の選択肢を選べるように、自分の進路に向かっていろんな選択肢から選んで、自分の望むところでできるだけ多くの子供たちが行けるようにと、それが理想的なわけなんです、そうすることのためには、やはりそれなりのしっかりとした人事配置をしなきゃいけないと、単純に私はそういうふうに思っています。お金とか経費とか云々抜きにして、子供たちのために人事配置をしていくというそのところは外されてはならないというふうに思いますし、そのことは県教委とも共有していくことはここで約束したいというふうには思います。

それから、先ほど申し上げましたとおり、高等学校のほうでも非常にこれから大変だなと思います。説明をしなければいけませんし、どのような子供たち、親御さんの反応があるだろうというのはあろうかと思えますので、高等学校のほうも説明が先ほど申し上げたとおり必要だと思いますし、これから県教育委員会がどのような説明、あるいは方向の持っていく方をするのかということは私申し上げられませんが、保護者とか子供たちとか地域の思いを聞きながら、地域協議会がこれからも継続していきますので、そういった場面で伝えていきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 私はあまり怒るということをしないようにしてるんですけど、怒りを持って団結して県に訴えるべきで、その旗振りをするのは下田市長であるというのが沢登さんのお話でしたが、私は下田市の市長としてはまずは下田高校の存続が第一と考えています。

議員も御承知だと思うんですが、下田高校は毎年定員割れしてるんです。今、私たちはこの下田高校を何とかして後の時代に続けたいと思っております。それをよそに置いて南伊豆分校の話を中心に据えるということにする、まだ、申し訳ないですが私は余裕がありません。今は下田高校をどうやって存続するのか、もっと言うと賀茂地域内の教育をどうやって存続させるべきかということについて、ほかの首長さんなんかと一緒に連携していろいろと進めているところでございます。

その中に、この南伊豆分校についても重要なテーマとしようじゃないかというふうな話になれば、それはもちろん一緒になってみんなで考えていきたいと思いますが、今のところはまだそこまでは賀茂地域が一つになっている状況ではございません。それはそのときになったらまた考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ぜひとも下田高校だけ残せばいいんだからというような姿勢ではなくて、各地域から下田のほうへ来てるわけですから、下田の人もほかの高校へ行ってるわけですから、そんな狭い心ではなくて、ぜひ1市5町の大きな課題として市長捉えて、私の要望をぜひとも受け入れていただきたいと、こういう具合に思います。

次の課題、トランプ大統領の核実験の発言につきましては、国防の問題として提案してるのではございません。

市長は、伊豆新聞によりますと昨日、駐日のアメリカ大使と面談をして来年の黒船祭にぜひ来てくださいと、こういうことを要望されたというのが記事に出ているかと思うわけですが、ぜひともあらゆるそういう機会を捉えて、核兵器あるいは核実験をこれ見ましても、一番核実験をやっているのはアメリカなんです、1,032回も。既に核兵器が1,000発以上全世界にあるとこういう状態の中で、核戦争になればどういう事態になるかというのはもう明らかで、人類と共存できない兵器であるということは明らかだと思うわけですが。その核兵器を造るための実験をさらにしようと、一番やっているアメリカがまた実験をしようといふとんでもな

い、そしてそうなれば、核実験の連鎖が始まるということになるわけですから、そういうことは遺憾だと、残念だと、こういう表明をしていただきたいということでございます。

これは要望として、次の課題に移りたいと思います。

ごみ資源化の排出量の推進についてでございますが、取組の多く進んでおりますところは、一番取り組みやすいのが布、紙の削減をするということだろうと思うわけです。したがって、先進地の例えば逗子であるとか葉山、あるいは掛川等の組成分析を見ても、紙・布類は20%以下、あるいは10%以下になっているわけです。この一番取り組みやすい紙・布類の対応がなぜ48%もあるのかと。それはちり紙や等々あるから燃やすしかない、紙がいっぱいだからそうなるんですよというこういう答弁では、私はいかがなものかと思うわけがあります。

実は、碁石に住んでいる方の話ですと、碁石の収集は燃えるごみと燃えないごみの2区分しかございませんと、そして収集業者は一緒にして持ってきますよと。こういうことだろうと思うんです。そういう地域が、今なおあるという。

やはり24品目なり分別収集をしているわけですので、きっちりと分別収集をしていただくというこういう取組を各分譲地にお住まいの人たちに要請をしていくというようなことが、私は具体的に必要ではないかと思うわけであります。

しからは、教育委員会やこの本庁や賀茂の総合庁舎や、それぞれの事業所は紙・布類の分別をどのようにしているのかと、こういう調査をする必要があると思いますが、調査した結果があるのでしょうか。どの事業所は、どのように一番削減しやすい紙・布類の削減を図っているのか。こういうことをきっちり進めていけば、当然、48%は20%に3年間の間に私はする必要があり、しなければそれはごみの削減をするという、誰しものが納得し、一番しなければならない課題だと思うわけです。

ほかのところに行ってもそうとかということではないかと思うわけです。今、新たな炉が財政的にもできないということになれば、今ある炉を大切に使うためにはごみの燃やす量を減らすと、一番手っ取り早い、布と紙のごみ量がどう減らしていいのかということが分からないということであってはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） まず、碁石が浜のお話ありましたけれども、碁石が浜につきましては恐らく廃棄物処理法に基づく許可を持った5社のうちの1社の事業者さんが収集に回っているのかなと。ですんで、私ですとか沢登議員の家庭から出るごみ、週2回の収集では

なくて、事業系ごみという扱いで回ってらっしゃるのかなという認識でおりましたので、そちらにつきましてはそういった許可業者さんの会議が年に数回ございますので、こういったところでその分譲地も含め、各事業者さんのごみの出し方も含め、ちょっと御協力を得られるようにお話をしていきたいなというふうに考えております。

それから、各事業所さんの紙ごみの分別調査をしているのかというお話ございましたけれども、こちらはそういった調査をした経過は特にはございません。

ただ、今、マックスバリュさんですとか東急さんとかに置かしてもらってます雑紙とかダンボールの拠点回収、こちらをたまに買物に行ったついでにちょっと見させてもらいますと、なかなかちゃんと出されている方はそういったところに協力して出してもらってると。ですけども、まだまだそういった意識もなく普通に青い燃えるごみを出す袋に紙ごみを入れていらっしゃる家庭も多々あると思いますので、そういったところに、何といたしますか、分けていただくような一層の周知をしてまいりたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 市長の御答弁ですと、事後保全だけではなくてその他のいろんな方法を考えているということでございますが、何をどう考えているのかちょっと分からないところですが、やはり私が思う一番の課題はごみの量を抑制していく、リサイクルをしていくということが一番の中心にすべき課題だと思っております。そうしますと、48%の紙ごみがあるという組成分析の結果が出ているわけですから、ここになぜ対応をしていかないのかと。

具体的に、例えば碁石が浜はそういう区分をしてるんだとしたらその業者のごみを、毎日やれとは言いませんが、年に何回か持ってきたところで全部出させて区分をしてみると。利用できるものは利用できるような紙のほうに区分をすとか、そこに住んでいる人たち向けのこういう具合に出してくださいよと、市内の一般の市民はこういう具合に協力していただいておりますよというようなチラシを任せてもらおうとか、そういう取組をしないで、幾らトイレットペーパーの芯も雑紙として処分をしますよというようなことを市長はおっしゃいましたけれども、結果がついてきてないわけです。雑紙の処分をしていると言っているながら、48%のものを燃やすごみの中に紙が入っているということはどういうことなのかと。48%の紙が全て鼻紙だなんてことは考えられないと思いますけども、どういう種類のごみ、紙・布類と言われてる組成はどういうものなのか、目にしているのか、お尋ねをしたいと。目にしていなかったら、今言ったような調査をきっちりして、各事業所から出ているものであったらその

事業所に燃やすほうに出さないような仕組みを、それは当然、有価物として収益にもなるわけですから、そういう取組をお願いするということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。そういう実験や取組をしていただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） まず大型スーパーなどに回収拠点を設置したのがほんの二、三年前ですね。それまでなかったんですね。こういう拠点が。紙類を入れるための袋を配布したこともあります、その後。こういうふうにしましょうねというメッセージとして。これももちろんしっかり伝わってやってくれる市民の方もいれば、そうではなくて何のことだか分からないという御批判もございました。

これまで下田市で、あるいは下田市議会で、あるいは沢登さんが、そうしたリサイクルの具体的な対策の提案とかそういう議論をしたことがあったんだろうかと、私は逆に不思議に思うんですね。つい二、三年前にそういったことは僕らの提案でやろうじゃないかと言ってやって、みらくるくるとかというのを出して市民にとにかく啓発しようと。その結果がようやく今、現れ始めているところだろうなというふうに思っています。

実際にあそこに行くとまあまあ溜まっています。もっともっと本当は欲しいんです、そういうストックできる場所が。それには事業者の協力が必要です。今、協力していただいている事業者には本当に感謝しています。そしてそこに持っていつてくれている市民の方がたくさんいることも事実です。

とにかくまだ緒についたばかりなんです、こうした取組が。長い目で見れば、下田市の長い市政の中で緒についたばかり。それが、全然結果が現れてないじゃないかというふうにおっしゃるんですが、数字としては現れている。それがまだまだ伸び代があると私は思っておりますので、これからも様々な形で周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） まず、ごみの抑制ももちろんそうなんですけれども、ごみの抑制と並行をして、今現在の下田市の清掃センターの焼却場、こちら耐震診断のお金を頂きまして委託作業を進めているところでございますので、もちろん並行してやっているということになります。

2点目の雑紙回収の結果がついてきてないじゃないかというお話なんですけれども、今、市長申し上げました拠点回収で、大体月に1.5トンぐらいの紙量の回収はできているという

ところになります。もちろんこれは今まで例えばリサイクル収集のほうに出していらっしやった方が、そちらのほうが便利なものでそちらに出してるよという方もいらっしやるかと思えますけれども、新たに出されるようになった方も当然含まれているのだらうなというところで考えていますので、もう少し普及を促進していきたいなと思います。

また、持ち込まれたごみの展開検査の話につきましても、ちょうど数日前ですけれども、私のほうの事務所内でもまた抜き打ちの展開検査をやるかという話をしたところでございますので、こちらにつきましては事前にお知らせしたら意味がないので、当然抜き打ちでちょっとやりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 一々項目ごとに、組成分析ごとに質問したことはございませんが、大分前からごみの問題には始末の心の条例をつくれとか、私だけではなく、いろんな人から出されていようかと思うわけです。ごみの減量化が中心課題であるということは、当局の皆さんも認識をしているところだろうと思います。

それで次に、プラスチック類も既に令和4年に施行がされて、国は取り組みなさいよと、各自治体にもこういうことをやってほしいですよということが明記されてるわけですね。

ところが、収集を試みたところで処分する業者とのつながりがないのでできないと、こういうことであれば、早急に実施しているところに学ばせていただいて、どういう業者とつなげたらそれができるのか。そして、既にこれは市が行わなくても、先ほど言ったように大型スーパーのお店で白色トレイ等は回収をしてくださっているわけですから、そういうところと連携をして、きっちり分別してあるものであれば一緒をお願いをするというようなこともできるわけですから、少なくとも伊豆新聞や全県で下田市、静岡、湖西、まず市の中ではこの3市ですよというような新聞が出されるということは恥ずかしいことだという具合に思ってもらわなくちゃ私は困ると思うわけです。取り組んでいないってことが朝日新聞で何回も出されるというようなことは、これはぜひとも心して改善をしていただきたいと思うわけですが、プラスチック類の分別収集については、ぜひともどのように実現可能性があるのか、早急に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） プラスチックの分別収集が今ちょっと行われてない理由につきましては、扱ってる業者さんとのつながりがないということではなくて、選別とか破碎、梱

包、圧縮、あとは保管できるヤード、こういったものの設備が整っていないので、できていないという状況になっております。

また、今おっしゃられたスーパー店頭でやられている例えば白色トレイなんかにつきまして、下田市がそういったものを集めてそういうスーパーさんに例えば持っていってもらい協力をするというのも、下田市が受けた一般廃棄物としてのごみをスーパーさんに持っていってもらいというのもこれはこれでおかしな話だと思いますので、市としてやるからにはきちんと設備を設けて、きちんとした廃棄物の処理の流れでやるべきものだなというふうに考えております。

また、県内で6市町だけがプラスチックの収集をしていないというのは恥ずかしいことだよというお話がございましたけれども、御存じのようにプラスチックにもいろいろ種類がございまして、例えば白色トレイを一つやっていたとしてもそれをやっている自治体になるし、容器包装や製品プラスチックまで幅広くやっているところにつきましてもやっているに入るというところになりますので、そちらにつきましても、ちょっとやっている自治体でも自治体の設備とかに合わせてできる範囲でやってらっしゃるのかなと思います。

うちのほうとすると、最初の御質問の答弁でお答えしましたように、これからプラスチックの資源化といいますか、分別収支についてもちょっと検討をしてみたいなというふうに考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） この点については法律で定めているわけですね、実施しなさいということとは。法律違反をしてそれで罰則規定がないからいいんですよと、こういうことにはならないと思いますし、一部事務組合の方におきましてもこれは計画にあるんだろうと思うんですよね、実態が。

そうしますと、もう法律は施行されてるんですからいつまでにこの事態を解決するのかという、こういう日程表をつくらなければならない段階だと思うわけです。具体的に、いつまでにこの問題を解決しようとしているのか。全く考えずに、ずるずると今の状態をそのまま続けようとしているのか。そういう態度はぜひとも改めていただきたいと。少なくとも、こういう議論をしていついつまでにこの実施ができるように検討しますよと、こういう答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、次の3の厨芥類の生ごみですね。し尿処理は敷根に御案内のように施設がある

わけですので、南伊豆町にも下田にも下水道もあるし、そういうことで考えてみますと、生ごみの処理もこれ大変な課題かと思いますが、対策を取る、計画を立てる必要があると思うわけですね。こういうことなしには、燃やすごみを少なくしていくということは到底かなわないということになるかと思いますが、再度、真剣に御検討いただきたいと。

そして、竹木わら類は約1割強あるわけですが、自然に返すこともできるわけですし、チップにするだとか、庭の剪定枝を置き場所さえあれば土に返すということもできるわけですので、そのような置き場所を南伊豆町、下田市、それぞれ協力して設置をすると、こういうことが必要かと思いますが、ぜひともこういうことを議論し検討していただきたいと思いますが、3、4についてはどのようにお考えなのか、再度質問をしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） これも私が言ったほうがいいかなと思ひまして。

議員御承知だと思いますけど、この法律は努力義務であって私たちはそれに向かって努力していくというそういうふうなことになります。

ごみについては、大都市と、それが小さな町で随分とやっぱり変わってまいります。大都市は人口が多いので、あるいは経済活動に合わせてごみが大量に発生する、で、この環境負荷ということを考えると、容器包装もですね、全て、やはり徹底的にリサイクルを図るべきであるというふうになります。

で、一方ですね、スケールメリットの逆ですね、規模の不経済とか確か言っていたような気がするんですけど、規模が一定レベルにならないと、経済的に成り立たないと。さっきの学校の話なんかもそれに近いのかもしれませんが、一定規模ないと、どうしても持続可能にならないっていうものがいろいろある。ごみなんかはそのうちの一つで、ちっちゃいごみ焼却場をいっぱい造ったってしょうがないので、だからみんなで一つのものをしようと、さっき言いましたユナイトしようということで、広域連携を目指してまいったところがございます。これが今、頓挫して、どうするかっていうことを今、新しい手法を考えているところでございます。

努力について、私たちは惜しんではいけない、努力は惜しまず、これからもリサイクル社会に向けて、皆さんと、議員の皆さん、それから市民の皆さん、それから周辺の町の皆さんとですね、心と力を合わせていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） よろしくお願いをしたいと思います。ぜひともこの厨芥類や竹木わら類は量は少ないかもしれませんが、燃やさないで処理のできる、しやすい品目かと思しますので、そういう努力をぜひお願いをしたいと思います。

6点目の、この持込み料と、このように出ております。2万6,700円であったものですね、5万5,833円にも値上がりをしていると、これは物価が、16年たつと物価が上がるということで、それが大きくなるというのは、人件費とかが上がって分かりますけども、そうであれば、ぜひとも計算をしていただきたい。物価の分がどんだけ上がってこうなっているのかと。私はですね、むしろこの直営から委託したことによって、値が上がってきているのではないかって、こういう疑問をもっているわけです。直営が必ずしも安くですね、事業を展開するというものではないのではないかと。そして委託にするに当たりましては、直営でやるよりも、この処理費が安くなるから委託するんですよと、こういう論立てをしたにもかかわらず、現時点でですね、直営と委託とどう違うのかというような比較をしないと、そして実態は2倍以上にもなっていると、こういうことでございます。ぜひともそういう調査をお願いをしてですね、より効率的な運営の在り方というのはどういうことなのかということをお研究をいただきたいと思えます。

それから、5点目はですね、5,034万ほどの修繕費で、この肥培の処理やインバーター、ホッパー等の修理であると。こういうところの修理であればですね、5,000万程度で1億以下でできるということであればですね、それは焼却炉として、十分続けていくことができると、これは共同処理すれば何億も、3億も5億もかかるということの比較からすればですね、まさに10分の1の修理費で継続ができるということ、予算上は私は示しているのではないかと思うわけです。

古いから、その年度によって、ほかのところは壊れて5,000万程度ではない、2億ぐらいかかるよというようなことも出てくるのかもしれませんが、少なくとも、私は修繕費が2億以下で済むのであれば、今の焼却炉を修繕して、使い続けるということが、結果的に一番費用的には安くですね、できると。そして最終的には燃やさないという処理の仕組みをですね、この10年間の間に実現をすべきだと、こういう具合に考えているところでございます。

いつまでも今のところで、敷根で燃やし続けるんだというような考え方をせずにですね、先進地の事例を参考にして御検討いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 沢登議員、御存じかと思えますけれども、5,000万かければも

う大丈夫ってわけでは当然ございませんので、いろいろ補修しなければならないところがございます。

焼却施設のですね、包括委託、こちらでですね、何千万かの通常の稼働に伴いますですね、修繕、こちらもやってもらっていますけれども、当初の予定ですと、広域計画までもてばいいよということでやっていたので、最低限のところだけ直しておったところですけども、広域計画、ちょっと頓挫しましたので、数年もたせなければならないという状況になっています。

ですので、来年度からのですね、包括委託につきましても、今年度と比べて、修繕する箇所が大分ございます。こちらのメーカーさんとお話しして、どこが悪くて幾らぐらいかかるのかっていうのも伺っております。で、包括委託につきましても、これまでよりも、大体、年間でならしますと5,000万ほど上がってくるというところもございますので、で、こちらにつきましても、何とか数年はもたせようというだけのもので、将来的に10年使おうとかっていった前提での修繕料ではございませんので、当然、きちんとしたごみ処理はやっていかなければなりませんけれども、そういった状況にあるというところは御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） このごみ処理の計画はですね、やはり10年を見通し、5年ごとに区分をしていくという、こういう期間になっていようかと思うわけです。そういうことではですね、既にこの1市3町によります広域ごみ処理が破綻をしてきている、できないということになっているわけですから、この下田市のですね、廃棄物処理の方針をきっちりと見直して、方向づけをしていかなきゃならないということは明らかだろうと思うわけです。

その方針がですね、立てることもできずですね、毎年毎年修繕をするところだけ修繕をしていけばいいんですよと、こういうことでは、私は不十分だろうと思うわけです。早急に、ぜひともですね、焼却炉が財政的にも建設できないということが明らかになっているわけですから、そういう事情にある自治体がどういう工夫をしていったのかと、こういうことを研究してですね、ぜひとも燃やさない方式、ごみの焼却量を半減にしていくという、こういう努力を中心においてですね、行政をごみ行政といいますか、リサイクル行政を進めていく必要があるかと思うわけですが、もうこれも差し迫った計画としてですね、誰かに頼むということではなく、自ら職員が議論をし、いろんな人たちの知恵を借りてですね、

早急に作り上げていくという、大きな課題の一つだろうと思うわけですが、ぜひともそういう方向で実現をして、計画づくりをしてですね。ごみの減量化を進めていただきたいと、こうお願いをするところがございますが、市長の決意と見解を聞いて終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 冒頭、議員に申し上げましたように、事後保全ということで確定しているわけではなくて、様々な技術をもって、何とかならないかということ、今、考えているところがございます。

一般廃棄物につきましては、自治体の自治事務の中に入っていますね、その原則は、自区内処理、自分の町から出さないで自分の町でしっかりと処分すること、それから遠距離移動の禁止だったか、抑制だったか忘れましたが、遠距離で持っていけないことって、この二つが重要な柱としてございます。

南海トラフ地震ということも考えれば、やはり私たちはしっかりと処分できるところをもつべきだろうというふうに思います。

南伊豆町さんも、必ずしも埼玉でずっといるっていうわけでもなくですね、何ていうんでしょうか、考えがあれば一緒に考えましょうという、そういうふうなことをおっしゃっておりますので、先ほど申しましたとおり、様々な手法を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） これをもって、12番 沢登英信議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。3時20分まで休憩します。

午後3時06分休憩

---

午後3時20分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次は、質問順位4番、1、5歳児健診の実施に向けた今後の取組について。2、下田保育所跡地の利活用と地域の居場所づくりについて。

以上2件について、6番 天野美香議員。

〔6番 天野美香議員登壇〕

○6番（天野美香） 市政会、天野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、下田市における子供・子育て支援の充実、そして、公共施設の有効活用と地域コミュニティ形成の観点から、5歳児健診の実施に向けた今後の

取組についてと、下田保育所跡地の利活用と地域の居場所づくりについての2点を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1、5歳児健診の実施に向けた今後の取組について。

(1) 発達面の支援につなぐため、就学前段階での5歳児健診の導入について。

子供たちの未来を守るために、下田市としてどのような支援を選択するかは非常に重要です。

特に5歳児は、就学へ向けて発達の特徴が最も表れやすく、御家庭でも不安を抱えやすい時期です。実際、市民の方から「5歳前後で気になることがあるのに相談の場がない」「就学前の最後の時期に、子どもの発達状況を把握できる機会が欲しい」などの切実なお声をいただいております。子供の健やかな成長を支えるための早期支援は、今後ますます重要であると思います。

2023年（令和5年）には、こども家庭庁が設置され、発達障害などの早期発見・早期支援として、令和5年度補正予算において創設した、1か月児及び5歳児健康診査支援事業の全国展開を目指す方針が出されております。

この健康診査支援事業の目的は、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備すること、とされております。

市町村ではこれまで、厚生労働省所管の母子保健法で義務づけられている1歳6か月児健診と3歳児健診は実施されておりますが、こども家庭庁より5歳児健診の強化として、1か月児及び5歳児健康診査支援事業を推進するための体制整備が求められており、本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うと示されております。

現時点、下田市でも市町村に義務づけられている1歳6か月児健診、3歳児健診は実施されているものの、5歳児健診については実施されていないと認識しております。

幼児期後半は、言語能力・集団行動・社会性・注意特性など、明確に現れる時期であり、早期支援につなげることが、学校生活における不適応や二次的な困難を軽減できる可能性があります。

子供の特性を早く知り、適切な支援につなげることが、家庭にも直結することであり、さらに教育・福祉・医療などにも大きく関わることです。

課題としては、小児科医の確保、専門職との連携、検診実施方法などが挙げられますが、これはできない理由ではなく、必要な体制を整えていくべき課題であると思います。

子育て世代が安心して、子供の成長に関わるためにも、5歳児健診は大切な支援と考えま

す。

5歳児健診は、特別な支援ではなく、どの子にも必要な、当たり前の機会であるという視点に立ち、当局の方針と今後の取組へのお考えを伺います。

- ① 下田市として、5歳児健診をどの時期に、どのように実施されるお考えか。
- ② 医師確保や専門職との連携など、実施に向けた体制整備についてどのようにお考えか。
- ③ 5歳児健診を導入するに当たって、市民への周知はどのようにされるのか。
- ④ 健診後、支援が必要と診断された児童へのフォローアップ体制はどのようにされるのか。

続いて、2です。下田保育所跡地の利活用と地域の居場所づくりについて。

(1) 下田保育所跡地について、地域ニーズを踏まえた利活用方針と検討状況及び今後について。

来年度、認定こども園との一園化が進むことにより、下田保育所跡地が発生する見込みですが、使われなくなる公共施設を地域の支え合いの拠点として生かすことは、地域福祉・まちの活性化につながることであると思います。

下田市においては、地域住民が気軽に集い、交流を深める公共的居場所が十分に確保されていない状態が、長年にわたり続いております。特に、子育て中の家庭が安心して立ち寄れる空間や、高齢者の方々が日常的に利用できる憩いの場は、地域コミュニティの充実と、まちなかの活性化を図る上で欠かすことのできない要素であります。

居場所づくりにおいては、幾度と一般質問をいたしました。同様に、複数の市民の方からも「高齢者や子育て世代が集える場所がない」また、来年度には庁舎移転により「まちなかが空洞化し、にぎわいが低下するのでは」さらに、「園庭を開放し、子どもたちが安全に外遊びできる場所にしてほしい」「バザーなどの地域イベントに使えないか」「調理室を生かし、子ども食堂など、地域の助け合い活動に活用したい」といった、具体的な利活用に向けた声が多く寄せられております。

保育所は、園庭・調理室・衛生設備や小さな子供用のトイレもあり、一定の整備が既に整った施設であり、地域の交流拠点・市民の居場所として活用できることが可能であると思います。

加えて言えば、当該保育所跡地は、津波浸水区域に位置することから、安全性や活用方法についても慎重な検討が必要であることも認識しておりますが、こうした市民の要望や地域の課題を踏まえ、関係者が共に考え、よい方向性を共有するための場を設けることが必要で

あると考えます。

財政面においても、解体ならば費用がかかります。市民が求めることは、新しく造る、ではなく、既存施設を最大限に生かすことが行政の責務であるとの御意見もごございます。

官民が連携し、多目的に使える仕組みを進め、利活用方針を早期に示すことが必要不可欠であります。

晴れの日も・雨の日も、暑い日も・寒い日も心配なく足を運べる場所、長い年月、市民が願ひ続ける地域の居場所について、今後の方針を伺います。

- ① 今後、下田保育所跡地をどのような方向性で利活用されるのか。
  - ② 地域住民が集う地域スペースとしての活用は可能か。
  - ③ 利活用に当たって、市民やボランティア・関係団体との意見交換の場を設けるお考えは。
  - ④ 津波浸水区域であることを踏まえ、併せて地域防災としての活用についてのお考えは。
- 以上で、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 私のほうからは、5歳児健診の御質問についてですね、お答えしてまいります。

まず、一つ目にですね、実施の時期とどのように実施する考えかというようなお尋ねがございました。

5歳児健診はですね、国の制度によれば、子供の発達の特性を早期に把握し、子供とその御家族の状況に応じた支援につなげ、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としてございます。

市としましては、実施の時期は未定ではございますけれども、5歳児健診の導入について、検討をしているところでございます。

現在は、実施体制や健診後のフォローアップ体制の整備、その他調整などを進めているところでございます。

続きまして、実施の体制とフォローアップの体制ということで、体制についてのお尋ねがございました。

5歳児健診は、今、市で実施しているほかの乳幼児健診とは性質が異なり、日常的な集団活動での子供の様子を把握し、就学を視野に入れた情報の収集と、分析や評価が大切となり

ます。

そのため、医療や保健だけでなく、保育や教育、療育といった多分野、多職種で構成される実施とフォローアップの体制づくりが不可欠となります。

関係機関や専門職とは、健診の前段階から健診後の支援まで、相互に協力し、共通理解をもって取組を続けていけるよう、地域の実情に見合う体制や実施方法等をともに協議、検討してまいります。

続きまして、市民への周知ということでお尋ねがございましたけれども、これにつきましてはですね、5歳児健診を実施することになりましたら、新しい取組となりますので、早期に周知を図りたいと考えております。

また、現在実施中の乳幼児健診にも共通することがございますけれども、保護者の方々に向けての広報につきましては、健診がお子様の成長を確認する大切な機会であることと、子供の特性の理解や、一人一人に適切な支援をしていくことが、お子様や御家族にとって大事であるということを御理解いただけるように工夫していきたいと考えます。

さらに、ホームページ、そのほかの方法で多くの方に向けても広報展開し、発達障害や療育支援には、地域の方々の支えが必要であることも周知していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、下田保育所跡地の利活用と地域の居場所づくりについての質問の中で、地域の居場所の今後の方針というところと、方向性と地域スペースの活用、また市民ボランティア、関係団体等との意見交換の場を設けるお考えはというところで、併せてお答えいたします。

下田保育所跡地の利活用につきましては、議員御指摘のとおり、津波浸水想定区域内であることから、大規模災害時の避難等、安全面の課題があるため、子ども・子育ての支援のための居場所づくりについては、非常に慎重な検討が必要であるというふうに認識しております。

したがいまして、今後市の防災部局と連携し、子ども・子育て会議、下田子育て支援ネットワーク会議などを通じて、まずは意見交換をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 私のほうからは、下田保育所跡地の地域防災としての活用について、お答え申し上げたいと思います。

下田保育所跡地につきましては、議員御指摘のとおり、津波浸水区域でございますので、防災上の観点から何ができるのかといったことにつきまして、ハード、ソフト、それから様々なその主体、参加者などもあると思いますので、そういったアングルを踏まえながらですね、適切な活用方法について、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 御答弁ありがとうございます。

まず、5歳児健診から再質問というか、させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、こども家庭庁は2028年度までにはですね、この5歳児健診を100%、全国全ての自治体で実施するという目標を掲げていらっしゃるわけですがけれども、先ほどの御答弁では、早期に必要な支援につなげていくことは大変重要と、課長からもお言葉をいただきましたし、また、準備が必要なため、実施までには、確か未定とおっしゃられておられましたけれども、具体的にいつ頃と思われるか、お考えなのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 今のところですね、具体的な時期については、設定はございませんけれども、5歳児健診につきましてはですね、先ほども申し上げましたとおりですね、多分野からの関わりが必要ということでございます。

実施時期につきましてはですね、5歳児健診に係る機関の方々の御意見を聞きながらですね、調整してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 過疎地域でその医療資源っていうのは限られているんですけども、その早期発見、早期支援、この仕組みがとても必要で、国がこういう制度を示された今、本市では後れる側でなく、つくる側として回っていただきたい、そのような早期実施に向けていただきたいと思うんですが、実際にですね、下田市の児童発達支援の年間延べ利用数ですけども、令和5年、令和6年対比しますと、大体72%、事業費も74%とアップ、それだけ延べ数といえども、何度も利用されている方が多いという、小学校入学前の段階でですね、そ

ういった利用数が多いという、特に発達の特性、気づかれない時期にある、この5歳児ですね、この結果を見てもですね、早期支援につなげる上で、極めて重要であると思います。その発達障害など、また早期発見、早期支援に、どのように本市としては向き合う、結びつけていくお考えなのか、またちょっと改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 今ですね、市民保健課といたしましてはですね、現在の取組といたしまして、法律で義務づけのございます、1歳6か月と、それから3歳児の健診のほかですね、独自の取組といたしまして、産後2か月から5か月を対象といたしました、リトルママの会ですとか、離乳食教室、1歳、2歳、2歳6か月の健康相談を実施しております、乳幼児期の発育・発達の確認、それから相談支援の機会を設けているところでございます。

また、その就学前のですね、発達相談や支援には、市民保健課だけではなくてですね、福祉・教育の分野が主体的に取り組むようなですね、事業もありまして、関係する機関と協力連携して対応しているところでございます。

こうしたですね、現在取り組んでいるような事業の見直しをしてですね、さらに充実していくことでですね、早期の発見や支援に結びつくということもあると思いますので、5歳児健診のですね、検討とも併せましてですね、関係機関と協議して、切れ目のない支援に取り組んでいきたいと、努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 国がこういった体制整備をですね、明確に示して、全国で導入を進めているということは、本当に大事なことですので、ぜひ必要な支援でありますので、先ほど御答弁にもありましたけれども、一番に現場の状況ですとか、教育の場、それとあと御家庭、そういったところをしっかりと見ていただきまして、これからも確認しながら、私も協力していきたいと思いますので、現実に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

で、2番なんですけれども、②ですね、御答弁いただきました。医師や専門職とともに協議との御答弁をいただきましたけど、確かに専門的な知見をもつ人材との体制づくりは不可欠であると思いますけれども、特に5歳児健診は、就学直前に発達や行動の特性をつかむ重要な機会でありますので、人材不足を理由に実施が遅れることのないような、明確な対策が不可欠なんですけれども、医師の問題が一番ちょっと課題になるのではないかなと思うんで

すが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 人材の確保ということがですね、大事であるということで、やはり先ほどもお話のありましたですね、健診の実施体制でもそうですし、フォローアップの体制でもそうですし、人材の確保ということが大きな課題だなというふうに考えているところですよ。

医師もですね、その中で重要な役割をですね、担っていただくようにはなるわけですが、今現在の取組のですね、中で、その健診に関わりのある小児科医の先生ですとか、そのほかのですね、心理関係の専門職ですとか、いろいろ考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 既存の職員さん、職員の研修とスキルアップの体制も必要ですけど、お医者さんの課題ということで、一つはオンラインの利用ですとか、そういったところも医師などの負担を軽減する、そういったところに使えるのかなって、そういうやり方を工夫も、様々のほかの市町であるようなので、またそちらのほうも進めるに当たっては、早めに方向性を見いだしていただければと思います。

で、現在、今、先行して、西伊豆町では5歳児健診を取り組んでおられます。

で、また、その医師、小児科医ですね、今、メディカルセンターに小児科医、先生、お一人、実質いらっしゃいまして、対応していただいておりますし、そちらの現場の声を、大変逼迫しているという現場の声は、直接私も耳にしておりますし、そういう状況の中で御対応いただいていることに大変敬意を表しておりますけれども、これに対しては、先行して西伊豆がされている、まあこれはこれから賀茂としても取り組んでいくことであると思いますけれども、そちらに対してどのようにお考えでいらっしゃるか、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） そうですね、賀茂としてのですね、取組も必要ということでございますけれども、まずはですね、下田市の中でですね、どのようにですね、対応していくのかということですね、考えていきたいというふうに思っています。

今ですね、5歳児健診の取組につきましては、各市町によりましてですね、保育ですとか教育、または健康医療などのですね、諸条件が、その市町によって異なりますので、事業の取り組み方、進め方にはですね、市町によってばらつきがあるような状況があります。

賀茂地区で言いますとですね、今、その下田市と松崎が5歳児健診は取組がない、ほかの町については実施しているといったような状況がございますが、県内広く見ますとですね、35市町中、13市町がですね、7年度は実施をしているような状況もあります。それぞれの市町でですね、今、検討をしていたり、新たな取組ということで始まっているところがございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） そうです。おっしゃるとおり、富士市さんでしたか、函南さんでしたか、この7月から5歳児健診を導入されて、始められているというのも私も伺っております。

5歳という年齢は、発達の気づきと支援につながる、もう最後の大きな節目となる年ですし、国がこの時期にこの健診を示したというのは、これほど本当に重要であって、今、これから先、そういった発達障害であるとか、そういった成長、子供の成長っていうのを最も重視されていることだと思います。

ぜひ、子供の未来を守るためにもですね、本市が積極的に取り組む姿勢、早期実施に向けていただくことを強く求めまして、また今後も、先ほども申し上げました、確認しながら、取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番です。5歳児を導入するによって、市民への周知ということで、お一人お一人に適切な支援をしていただくことが大事と御答弁もいただきました。5歳児健診って、何度も連呼するんですが、本当に任意であり、受診の受診率ですか、向上には、本当、保護者の丁寧な説明というか、周知が欠かすことができませんし、小学校就学前の直前のことで、いろいろな情報っていうのもキャッチしなきゃならないのも、これから取り組むに当たっては未定であっても、その未定な前にいろいろ取り組む段階に当たって、取り組まなくちゃならないことがたくさん出てくるかと思ひます。

で、その市民への周知は、単なる広報だけでなくでですね、受診率ですとか、あと事後フォローの質ですとか、家庭のその安心感ですね、それを左右する重要な行政の責任であると思ひますので、個別の通知なのか、それか認定こども園とか、そういう園との連携、また分かりやすい周知の、その3点はですね、市として確実に進めていただくためにもですね、ぜひ、これは私の提案なんですけども、窓口の一本化を図ることによってですね、その受皿を、窓口は一つなんですけど、受皿を広くすることで、保護者の方がこの5歳児健診、ちょっと躊躇されている方と、いろんなお声がございますので、とてもこれはデリケートなことなんで

すけれども、受入れが柔軟にできる、その柔軟性をもっていただきたいと思いますが、その辺りの周知の見解というのを、改めてまたお伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 保護者の方々へのですね、周知ということでございますが、関係機関だけでなくですね、やはりその子供さんのですね、個別のですね、特性に応じた適切な支援をですね、考えたり、実際進めていくということになったときには、関係機関だけではなくて、やはりその保護者の方々ですとか、御家庭の御理解というのも大変重要かと思えます。

御家庭のほうとですね、関係機関とが共通の認識、理解をしてですね、支援をしていくということは、とても大切にしていきたいと思えますので、周知とですね、それから事業を進めていくことについてはですね、その保護者とのですね、関係性についてもですね、検討していきたいなというふうに思っているところです。

それから窓口の一本化ということでございますけれども、今ですね、教育ですとか、保育の現場、教育委員会ですとか福祉事務所等とですね、複数の相談窓口が置かれているような状況がありまして、保護者の身近なところとすとか、話をしやすいようなところで、相談対応がですね、できるような体制、それから相談を受けてからですね、必要に応じてですね、支援先につなげるような連絡体制もできている状況がございます。

窓口も一本化するということもですね、一案かなとは思いますがけれども、相談しやすい環境を提供していくということも、早期の支援につながるかというふうに考えているところです。

今後、その一本化についてもですね、するという御提案についても、関係機関と協議、検討の中でですね、考えていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 行きやすい、受けやすい、そういう印象を作る広報、とても必要だと思いますし、就学に向けて、お子さんを応援するための健診ですとか、また気づきや不安がある方は相談のチャンスとして御利用くださいね、健診後も保健師、専門職がフォローしますので、安心してお越しください、そういったメッセージ的なものってすごく大事だと思いますので、常に共有することを大切にいただき、先ほど申し上げましたけど、5歳児健診は、特別ではなく、誰もが、どの子どもが共通に支援できる、必要な当たり前の機会であると

いうことをお伝えしていただきましてですね、ぜひ保育園とも連携しながら、全ての子供の成長をとともに支えることができますように、連携の強化もお願いしたいと思います。

最後、4番のフォローアップの部分です。今後、実現に向けていくというのに当たりですね、健診後っていうのが本当、課題に見られた子供や家庭に対してですね、保健、医療、福祉、教育の各機関が連携して支援する体制が不可欠と思いますけれども、こちらの、本市としてのフォローアップ体制をどのように構築されていくのか、また、健診後っていうのが、本当一番、この健診後からが本当に一番大切な支援というか、関わりだと私は思っております。その健診後にどのような相談窓口、そして支援を提示されていくお考えなのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 国のほうからはですね、5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について、といったようなですね、通知がですね、令和6年3月29日付で発せられております。で、これによりますとですね、5歳児健診の地域のフォローアップ体制の整備の中ではですね、先ほどお話の中にございましたようにですね、他分野のですね、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備、これに努めること、ということがですね、示唆されてございます。

やはりですね、天野議員がおっしゃるようになりますね、フォローアップというのは、とても重要であるというようなことが書かれております。

この通知と合わせてですね、ほかにですね、国のほうからはですね、5歳児健診のですね、健康診査マニュアル、5歳児健康診査マニュアルについてといったようなですね、資料のほか、いろいろ公表されている資料がございまして、そちらのほうもですね、参考にしながらやっていきたいと思いますが、この通知の中にですね、この通知の内容についてはですね、国のほうの技術的な助言であるということで、そのフォローアップ体制についてはですね、地域の実情に応じて整備していただくことが重要であることを申し添えます、というような一文もあります。

下田市はですね、大都市に比べますと、人材ですとか、社会資源というのは限られているところがあるわけなんですけれども、個別にですね、異なる、多様なケースにですね、柔軟に対応していけるような体制をですね、ほかの市町の事例などもですね、参考にしたり、国の資料も参考にしたりしましてですね、関係機関と協議して整えていけたらというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 地域フォローアップ体制っていうか、私もちょっと資料を持っておりませんが、5歳児健診、医療、保健、保育、そして教育、発達支援、子育て支援をつなぐ支援です。

本市としても、国のそういった支援体制もございますので、ぜひ積極的にそれも活用しながらですね、単独では難しい部分を補いながら進めていただきたいと思います。

ぜひ、こども家庭庁が示しているように、下田市としても、就学前からの切れ目のない支援を実現するためにもですね、5歳児健診の早期実施と、そして実効性ある運用体制の確立を強くお願いしたいと思います。

ほかの、今、義務化されている1歳児6か月健診と3歳児健診、こちらのほうの受診率っていうか、そちらのほうは皆様受けられている状態なのか、今、お分かりになりますでしょうか。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） すみません、ちょっと受診率についてはですね、資料がごめんなさい、手元に持ち合わせていないような状況です。すみません。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 当然と言ったらおかしいですが、義務化ですから、なるべく皆さんたくさん受けていらっしゃると思いますけれども、この5歳児健診を軸に、そういった全ての健診ですね、こちらもいろいろとつながっていけば、子供の成長のためにつながっていくようにと思いますし、医療、教育、福祉が連携し、安心して就学を迎えられる仕組みを、ぜひ、取組をお願いしたいと思いますので、また引き続き、こちら確認させていただきながら、取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ設定でなくて、実施へ向けてお願いしたいと思います。

それでは、下田保育園跡地の再質問をさせていただきます。

御答弁ありがとうございました。今後、検討とのことでしたが、この跡地の活用について、時期が遅れるほど、建物も劣化が進みます。結果として、修繕費、いろいろともろもろ、そういった財政面に負担がかかってしまいます。

結局、活用できなくなるリスクもございますけれども、検討を進める具体的なスケジュールっていうか、その意思決定などがありましたら、お聞かせ願えればと思います。

○議長（中村 敦） ここで、会議時間を延長します。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 申し訳ありませんが、具体的なスケジュールを示せるような段階にはなっていないのが現状となっております。

下田保育所と認定こども園の再編につきましては、当初、令和9年度からの統合を予定していたのを、令和8年度からということで早めることに伴いまして、ちょっと保育所の跡地まで対応できていないというのが正直なところです。

下田保育所の跡地の活用につきましては、まずは子育て関連の既存の組織であったり、活用したいと考えているような子育て支援団体などからですね、年度内には幾つか意見交換の場を設けて、いろいろな御意見等を聞いていきたいというのが現状での考えとなります。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 来年度からの、その発生する見込みの段階ですので、御答弁、御理解いたします。

課長も、皆さんも御存じのとおり、本当に長年、市民の子育て世代もですし、高齢者もですけど、安心して住めるその居場所という、その居場所がないっていう状態が続いている。で、今回こうしたことで質問させていただいているわけです。要望が寄せられておりますので、市民の声を踏まえて、この地域スペース、居場所としての質問をさせていただいてますけど、この地域スペースとしての活用についてですね、のお考えっていうのはございますでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） そうですね、地域スペースとして、どのように活用したいのかとかですね。どのような場所にしたいのか、そういうまずは利活用したいという方たちのですね、まずは声を聞いていければというふうには考えております。

ただし、地域の居場所という形になりますと、下田保育所の跡地だけに限るものではないのかなという考え方もありますので、いろんな御意見を聞いた中で、ここの跡地の活用がどういうふうがいいのかという御提案等があれば、いろいろ聞いていければという思いで、今はいます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 保育園には、先ほども申し上げましたけど、園庭があります。調理室もあります。それと、ほぼほぼ整った施設です。そういった場所っていうのは、本当に、実際に下田幼稚園もそうでしたけど、下田幼稚園はもう使えておりません。で、そういったどこかあるかもしれませんが、今、この近く、下田保育園が発生する、跡地が発生する見込みということで質問させていただいていますので、ぜひそちらのほう、重点的にお願いしたいなと。

それと地域スペース、居場所においては、これもこども家庭庁が言っております。地域づくりというのは、地域社会において人々が安心して集まり、交流できる空間を提供することを目的とし、居場所づくりの定義としては、個人が自分らしく過ごせる空間をつくり、子供や大人が安心して集まることのできる場所を指し、目的は安心感の提供、交流の促進、成長の支援とし、地域のニーズを把握するのには、どのような居場所が求められているのか、地域の人々の声を聞くことが重要です、と、こちら示されております。

今回、この質問をさせていただくに当たりまして、市民の方からのお声が届いております。幾つかちょっとお聞きいただければと思うんですけども、「子供から大人まで市民が集うことのできる居場所として再生していただきたいです。」、「下田には雨の日や荒天の時に、子供や親子連れが遊ぶ場所が、中高生が勉強したり、市民がお喋りや趣味などで気軽により寄り添う、集う場所がありません。」、「何年も前からこれについて要望は市に出されているはずですが、いまだ整備されていません。」、「財政危機に接している下田市に新しく造って、という願いではありません。空いた保育施設を活用してほしい。」とか、「町中にある施設なので、坂道がないのでお年寄りも行きやすいです。」とか、あともう一つですね、「中央公民館に図書館を移転するなら、絵本や児童書、子育てなどの子供の関係のほうも、この施設にまとめて、子供ライブラリーとして遊ぶ場所と併設したら、機能的にとっても有意義になると思います。」そういったいろんな声が寄せられております。

で、先ほど課長からもありましたけども、津波浸水区域になっておりますけれども、このところをですね、もっと複合的な考えというか、津波浸水区域だからでなくて、それがゆえに避難拠点というか、防災機能を生かす観点というか、その視点で複合的な検討のお考えは、ちょっとお伺いしたんですが、あるか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） そうですね、まだそこまで、複合的にいうところは、非常にまだ考えていないところにはなっています。その辺も踏まえてですね、いろいろ御意見、今、

いろいろ天野議員から御提案いただきました、その皆さんの声も踏まえてですね、しっかり整理をしていきたいと。

ただ、防災に関しては、やはり防災のほうともいろいろ一緒になってですね、考えていきながら、こちらのほうの跡地利用というのを進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ちょっと前後しますけれども、すみません。3番の市民の意見を把握する今後の課題っていうところで、先ほども御答弁いただきましたけど、利用者側の意見を聞く場を早期に設けていただくということですけど、具体的にどのような方法で市民の意見を反映させ、また、そういった場を設けていただけるか、今の段階では、先ほどと同様に、まだはっきりとされないかと思えますけれども、そちらのほうをどのようにされていこうとするか、この質問に対しての御答弁をいただければと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 意見の場に関しては、まず既存の我々が扱っている子供・子育て会議であったりですね、子供・子育て支援ネットワーク会議、支援ネットワーク会議のほうは来週行われますので、そちらでも御意見を聞ければ、時間があれば聞いていこうというふうには考えております。

ただ、意見交換の場での意見に関しましても、今後はですね、公有財産活用検討委員会での検討を活用をして検討していくという流れになろうかと思えます。

そういう中で、公有財産の活用方針というのが示されていまして、そちらには検討フローというのがあって、そちらでまず、庁内における行政需要であったり、公共的な需要の洗い出しをまずするというような流れで、活用意向をまずは把握をするというのが一番最初に来ているものですから、学校教育課としては、子育ての関係の支援の施設の活用が、そういう意見を聞いて、しっかりその辺の意見を利用団体等からですね、洗い出しをしてですね、こういう活用の仕方があるよというのをしっかり整理をして、委員会のほうに提出していく。ほかの課でもですね、あそこをこういうふうに活用したいとか、そういう話が来ているのもあるかもしれませんので、その辺をしっかり市全体として捉えて、活用をどうしていくのかというのを決めていくというような流れになろうかと思えます。

その中で今後どうするのがいいのかというところを踏まえて、スケジュール的なものも具体的に示していけるのかなというイメージであります。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ありがとうございます。やっぱり対話というか、いろいろと意見を交換する、それって本当に一番大事だと思いますので、跡地がその空くタイミングでですね、ぜひ、そういった子育てネットワーク会議ですとか、意見交換の場を設けることで、市民のニーズを的確に反映できるというか、具体的な方向性とか、今ははっきりとしない部分もありますけれども、何せ意見を交わす場所っていうのを、これから設けていただきまして、設置していただいて、前向きにお願いしたいと思います。

長く皆さん居場所がなく困っていらっしゃるんで、ぜひですね、このタイミングでよろしくお願ひしたいと思います。

で、先ほどの津波浸水区域ですけれども、津波浸水区域を踏まえた、私、地域防災についての活用と申し上げているんですけれども、安全性を理由に活用が難しいっていうのではなく、防災教育、日常の防災力向上の場としても、津波浸水、ちょっと言い方が理解しにくいかも分かりません。津波浸水区域というリスクだからっていうのもあるかなと、実は思います。

そこでのその防災教育を絡めながら、今、防災訓練もコロナ以降、結構簡素化されているところがありますので、そういったところを絡めながらですね、津波浸水区域ではあるけれども、そういった防災教育も絡めてお考えは、防災安全課長、ございますでしょうか。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 防災教育といいますか、防災講座的なものですか、啓蒙、啓発といったものを、いろんな場を使ってですね、行われてきているとは思っています。

今、下田保育所という一つのキーワードを基に、あの周辺で地域防災として何ができるのかって、そういう話になっているかと思うんですけれども、昔で言うと、アカウントビリティ、説明責任みたいな形、今もあると思うんですけれども、一方的に行政側が何をすべきかっていうことを説明するっていう、流行った言葉がありますけれども、今、議員おっしゃられているのは、医療でいうところのインフォームドコンセントって話が、言葉ありますけれども、診断、対話を通じて、どのような方向で医療を進めていくか、要するに、下田保育所っていうところがこれからなくなったときに、どのような活用の方法があるかっていうのは、行政側と、あと市民の人、市民にも老若男女、いろいろ属性をもっている方がいらっしゃると思いますので、そういった方との対話、いろんな状況を見ながら、何ができるの

かっていうのを考えていきたいと。

その中で今、議員が具体例としておっしゃったことについては、検討できるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ありがとうございます。今、下田保育園の跡地利活用、居場所っていうのと、津波浸水区域であるがっていうことで、防災っていうのを絡めて、私なりにちょっといろいろ考えまして、それで答弁させていただいているんですけども、実際、災害ボランティアコーディネーターも炊き出し訓練を年に1回、子供たちとやってもらって、すごくいい経験になっていますけども、そういったことですか、課長、御存じだと思いますけど、賀茂地区の子供と子育て世代を対象に、防災啓発活動をしている、下田防災グループIMAGINEさん、こちら若い世代のお母さんたちが一緒になってですね、子供たちと下田市に対してもいろいろな尽力をしてくださっています。こういった方も協力していただきながらですね、やっぱり官民で、ぜひ防災教育も絡めながら、こういった居場所ができればと思います。

で、津波浸水区域と言えば、現に今、図書館が移動、中央公民館にという話もありますけれども、そちらもありますので、そこも津波浸水区域ですので、併せて市民がいいように使ってもらえるようお願いしたいなと思います。

跡地の利活用、地域スペースとしての、居場所としての活用、また市民などとの意見交換、そして地域防災について、地域には子育て世代が天候を気にせず訪れて、高齢者が気軽に顔を合わせられる、そんな場所、先ほど市長おっしゃっていましたが、そのコンパクトな場所です。居場所が求められておりますので、跡地は地域にとっても最後の、本当に最後の貴重な資源だと私は思っております。

市民の声を基点にしながらですね、ぜひ前向きに検討、実現に向けて、行っていただけますように、全て子育て、子供支援、そして地域のにぎわいづくりは未来の投資であると私は考えております。限られた資源をですね、最大限に生かす観点で、市長、ぜひとも前向きな検討を強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） すみません、先ほどですね、御質問の中で、乳幼児健診の受診率ということでお尋ねがございまして、そちらについてお答えしたいと思います。

法定のですね、1歳6か月児健診と3歳児健診でございます。

1歳6か月のほうはですね、令和6年度の受診率が93.4%ですね。3歳児、同じく令和6年度の実施率、こちら100%ということになってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） ありがとうございます、調べていただいて。とてもいい受診率だと思います。こういった、やはり我が子のことは、皆、気になります。本当に子供の成長は大事ですので、このような形でですね、5歳児健診を早期に実施していただいて、そして子供たちの一人一人の健やかな成長をですね、応援、支え、支援できればと思いますので、ぜひ実施に向けて、設定でなく実施に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村 敦） これをもって、6番 天野美香議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後4時10分休憩

午後4時13分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、市長より発言を求められていますので、許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎） 先ほどの私の答弁の中で、あたかも議会がこれまで何もしてこなかったという印象を受けたといった御指摘がございました。

私の発言の意図は、リサイクルという、その社会、実際の社会に向けての具体的な方策についての提案というのが、広域ごみ処理を検討したこの数年の間のことだった、ということでありまして、議会の不作為を批判したものではありません。むしろ、議会と議論をし、協働しながら現在があるというふうに考えております。ここに、念のために申し添えます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 4 時15分閉会